



DISCLOSURE 2012

JA山梨信連からのお知らせ

2012年ディスクロージャー誌



経営理念

当会は、JAバンク会員である県内のJAと一体となり、「JAバンク山梨」として、相互扶助の精神のもと発展していくことを共通の理念とする農業系金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、JAグループの一員として、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業強化の支援を行い、山梨県の農業と地域経済の発展に貢献し、JA組合員をはじめ県内の皆様の期待と信頼に応えることを使命としております。

経営方針

当会は、県内JAが農家組合員および地域の皆様からお預かりした貯金など、安定的な資金調達基盤を背景に資金の効率的運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、会員への安定的な収益還元と機能提供に努めております。当会の資金は、農業に関連する融資をはじめ、地元企業や地方公共団体等にもご活用いただき、JA組合員および地域の人々に対する豊かな暮らしの実現と農業の発展に貢献する事業の展開を目指しております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった分野も含めて、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでまいります。

CONTENTS

リスク管理の状況	2
JAグループ・JAバンクシステム	9
事業の概要	11
地域貢献情報	17
トピックス	20
おもな事業の内容	22
組織等について	28
沿革・歩み	30
経営資料編	31

ごあいさつ



経営管理委員会会長

廣瀬 久信



代表理事理事長

手塚 進二

みなさまには、日頃より山梨県信用農業協同組合連合会（愛称 JA バンク山梨信連）をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和 23 年の設立以来、県下 JA とともに農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただいております。

これもひとえに、ご利用いただいておりますみなさまのご愛顧ご支援の賜と深く感謝申し上げます。

平成 23 年度の日本経済は、東日本大震災からの復興を目指し、国民的・国際的支援を受けて徐々にではありますが復旧需要も刺激されつつあります。また、夏場の電力不足による経済活動への影響においても計画停電に対する企業・個人家庭の努力により大きな混乱は避けることができました。一方、国外に目を向けると、タイの首都バンコクにおける記録的な大洪水により工業部品生産活動衰退による国内生産状況への影響が懸念されましたが、徐々に正常化に向かっております。しかしながら、昨年度から続く欧州の財政問題の長期化により、円高による懸念は払拭できない状況が続いております。

農業においても、原発事故の復旧の遅れによる放射能被害とそれに伴う風評被害の流布も横行し、出荷制限に直面したことに加え、従来からの高齢化・担い手対応問題もこれからも継続的な課題となっております。また、TPP（環太平洋経済連携協定）への参加懸念も同様であります。

このように取り巻く環境が厳しさを増すなか、平成 23 年度は JA バンク山梨中期戦略（平成 22 年度～24 年度）「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続ける JA バンクの実現」を踏まえて、当会の中期経営計画（平成 22 年度～24 年度）「JA バンクパワーアッププラン」の中間年度として、これまでの実績を総括し、最終年度につなげるため、県域信用事業の本部としての役割と機能を最大限に発揮することを目指して重点課題に取り組みしました。

その結果、会員はもとより地域の皆さまのお引き立てにより所期の目標を達成することが出来ました。

本年度も当会の経営方針や業績、ならびに 1 年間の活動状況を皆さまにご紹介するためディスクロージャー誌「JA 山梨信連からのお知らせ」を作成いたしました。

これにより皆さまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会の果たすべき公共的使命と社会的責任を深く認識し、農業および地域社会の発展に貢献できますよう、役職員一丸となって JA バンクの健全性確保、収益力の向上、業務の効率化への取り組みに努めてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年 7 月

経営管理委員会会長 廣瀬 久信
代表理事理事長 手塚 進二

リスク管理の状況

リスク管理体制

●リスク管理基本方針

金融市場の急速な変化により、金融機関が抱えるリスクは多様化、複雑化し、様々なリスクへの適切な対応が求められています。

当会では、経営の健全性の確保と安定性を維持するために、リスク管理を経営の最重要課題であると認識し、リスクの種類やリスク管理の組織体制などリスクマネジメントの枠組みを定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定しています。

この方針に基づき、様々なリスクを共通の見方で統合的に捉え、経営体力に見合ったリスク制御と収益性のバランスを図るなどリスク管理の高度化・強化に取り組んでいます。

リスク管理委員会は、関係各部署の代表者によって構成される組織横断的な協議体であり、リスクの統一的・網羅的な把握と、対応策の検討や方針の策定を行い、ALM委員会ではより具体的なマネジメント、ALM管理、収支管理などを行っています。

また、リスクマネジメントの有効性を検証するため、被監査部門から独立した監査室による定期的・計画的な内部監査を実施しています。

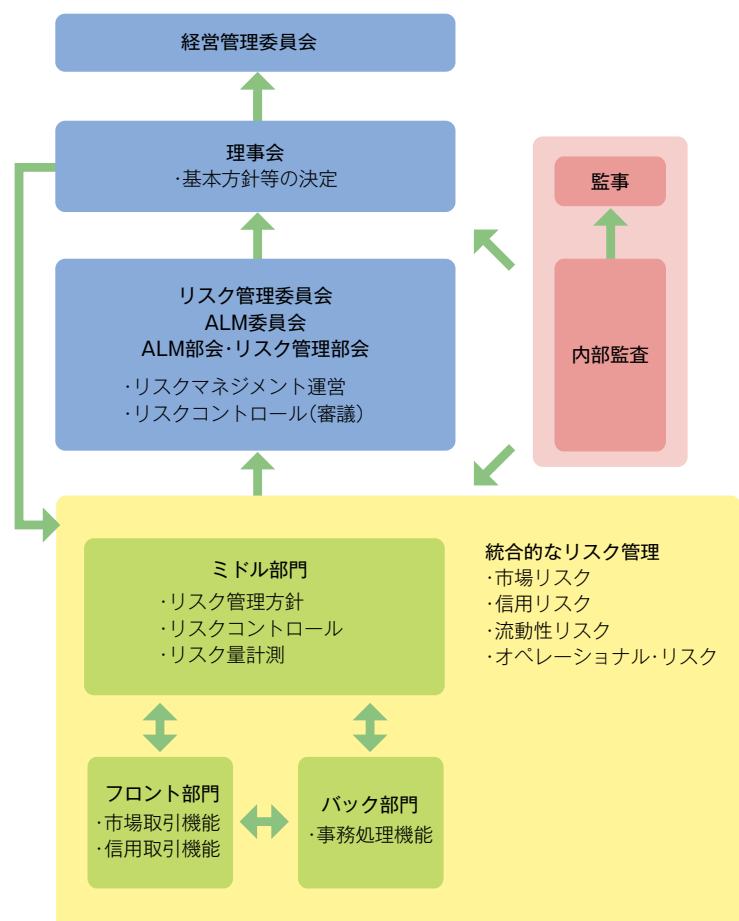
市場リスクに関するリスクマネジメントは、経営体力の範囲内において効率的な運用を行うことを基本にリスクコントロールに努めています。具体的には、VaR（バリューアットリスク）計測に基づくリスク量が、自己資本等の経営体力を勘案して設定された許容量に収まるように管理を行っています。また、市場取引における運用限度額や損失限度額についても、フロント部門から独立したミドル部門においてモニタリングし管理を実施しています。

信用リスク管理は、信用リスク取引のフロント部門から独立した部署において個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた無担保与信限度額の管理および自己査定における第2次査定を実施し、相互に牽制することによりリスクマネジメントを行うことを基本としています。また、特定の取引先や業種に対する与信集中についても限度を定めリスク分散に努めています。

流動性リスクの管理は、ALM委員会での系統資金動向等の把握・管理および資金繰り管理部門と資金繰りリスク管理部門を分離し相互の連携による管理を行い、モニタリング部門の牽制により流動性リスクの発現を抑制する体制としています。

オペレーショナル・リスク管理は、リスクカテゴリーが事務リスクや法務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク等多岐にわたるため、各部門で業務に内在するリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合の影響度合いによりマネジメント対象を選別し、対応方針を定めその発現を抑制することを基本的方針としています。

●リスク管理体制図





法令遵守体制

●コンプライアンス基本方針

山梨県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます）は農業協同組合法をはじめ、民法や商法、政省令など様々な法令の適用を受けており、また公共性の高い信用事業を営むうえで、会員やお客様からの高い信頼を得るためにもコンプライアンスは経営の最重要事項の一つであると考えています。

このため、役職員の行動規範として「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、設立の意義や社会的使命の達成に向けて努力しております。

◇コンプライアンスにかかる基本方針

1. 山梨県信連の社会的責任と公共的使命の認識
2. 会員等のニーズに適した質の高い金融サービスの提供
3. 法令やルール of 厳格な遵守
4. 反社会的勢力の排除
5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
6. 職員の人権の尊重等
7. 環境問題への取組
8. 社会貢献活動への取組

●コンプライアンス運営態勢

内部組織として、統括部署を設けるとともに専務理事を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、経営層との意思疎通を図りつつ全会的な向上に取り組んでいます。

取り組み方法としては、毎年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、その実行と検証・評価等を通じ意識の徹底と高揚に努めております。今年度も、役職員の階層別研修や通信教育の受講、各部門内でのコンプライアンス活動や管理職層のコンプライアンスオフィサー資格の取得などを計画しており、その実行状況は統括部署、コンプライアンス委員会などでそれぞれ検証していきます。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

当会は、利用者等のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。

なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正取得

当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。

5. 第三者提供の制限

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

8. 苦情窓口

当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

①開示等の求めのお申出先窓口

当会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申出下さい。なお、取引内容等に関するご照会は、直接取引窓口にお尋ね下さい。

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

- ・貯金業務に関する窓口 業務部 055-223-3516
- ・融資業務に関する窓口 融資部 055-223-3521
- ・その他窓口 リスク管理部 055-223-3513

②保有個人データの取扱いや 個人データの安全管理等に関する 苦情等のお申出先窓口

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

リスク管理部 055-223-3513

利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型及び主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当会との利益が相反する類型

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

○接待・贈答を受け、又は行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

(1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

(2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

(3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

(4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、又は、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

(5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

(1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

(2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法

(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録及び保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JA 山梨信連 総務部(055-223-3514)までご連絡ください。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切にかつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための体制整備に努める。

金融円滑化にかかる基本方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生 ADR 等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 融資担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」とし、融資部に「金融円滑化管理担当者」を設置して、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針

当会は、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言しております。

（反社会的勢力との決別）

- 1 当会は、取引関係を含めて一切の関係を遮断するとともに、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

- 2 当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

- 3 当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団又は個人を指します。

貸出運営についての考え方

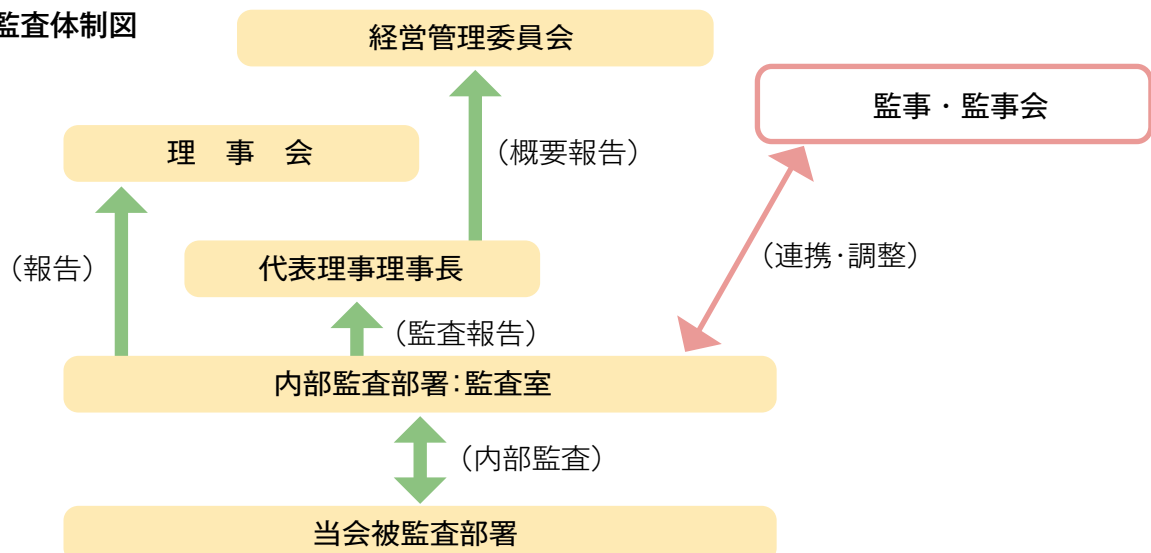
当会がお預りしている資金の大半は県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会はその大切な資金を安全にお預りするとともに、農業者・農業団体はもとより、地元企業、公共団体等幅広いニーズに対応し、地域経済の活性化や地域開発のための融資を積極的に行っております。

内部監査体制

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、業務部署から独立した部署として「監査室」を設置しています。監査室では定例的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っております。

内部監査は、年度の監査計画に基づき、当会の全部署すべての業務を対象とし実効性のある内部監査を行っております。監査結果は、定期的に理事会、経営管理委員会に報告し、指摘事項の改善整備状況について定期的にフォローアップを実施しております。

●内部監査体制図



財務報告の信頼性確保と内部統制強化

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、内部統制に関する基本方針を制定しています。

なお、財務報告に係る内部統制の有効性については、毎年整備・運用状況の評価を行い、「財務報告の信頼性」確保に努めております。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともにJAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

○当会の苦情等受付窓口(総務部)

電 話 055-223-3514

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

○山梨県JAバンク相談所

電 話 055-222-7700

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

なお、下記弁護士会の利用に際しては、当会の苦情等受付窓口または山梨県JAバンク相談所にお申し出下さい。

○山梨県弁護士会民事紛争処理センター

電 話 055-235-7202

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

○東京弁護士会紛争解決センター

電 話 03-3581-0031

受付時間 9:30~15:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

○第一東京弁護士会仲裁センター

電 話 03-3595-8588

受付時間 10:00~12:00 13:00~16:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)

○第二東京弁護士会仲裁センター

電 話 03-3581-2249

受付時間 9:30~12:00 13:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)



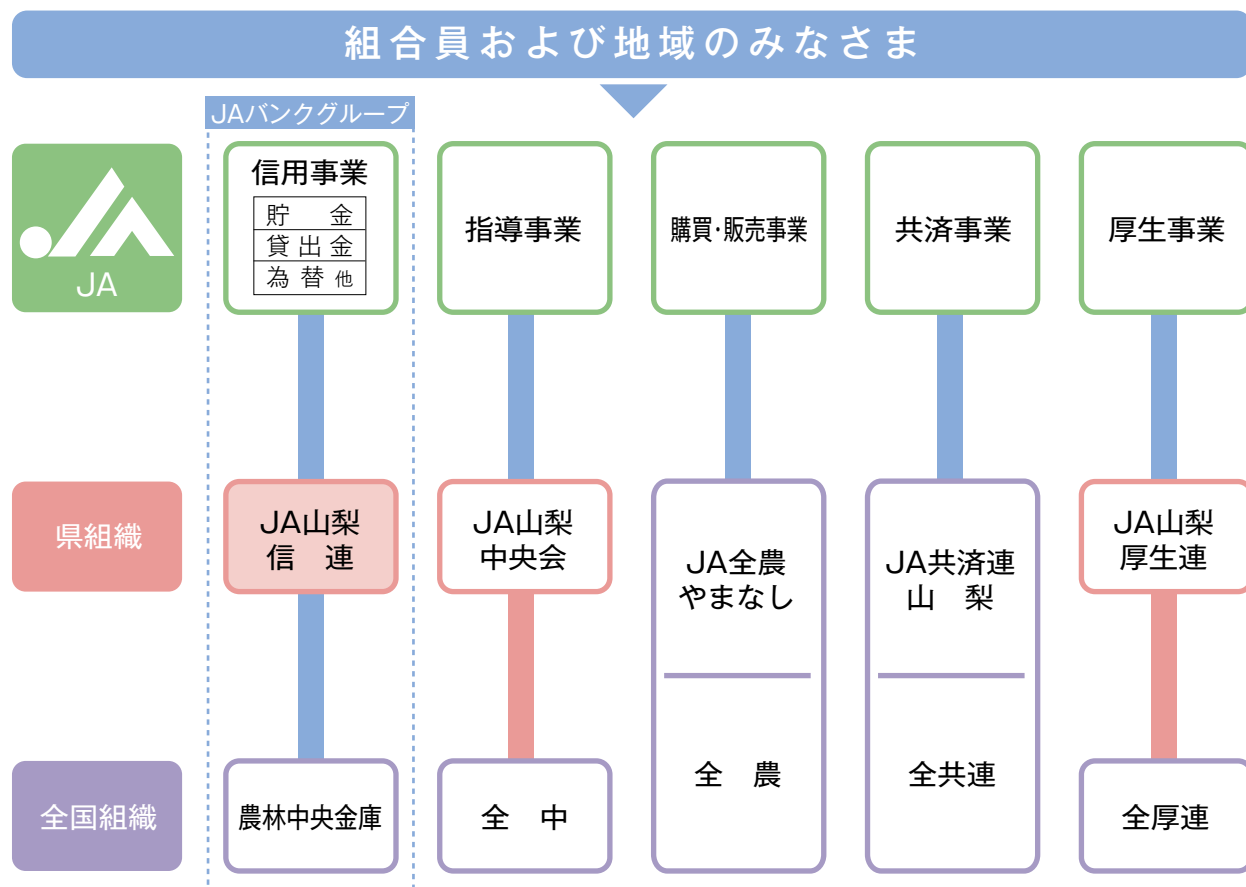
JA グループ・JA バンクシステム

DISCLOSURE 2012

JA グループの仕組み

JA グループは地域段階の JA, 都道府県段階の中央会・連合会, 全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で, 組合員並びに地域の利用者の皆さまに, 便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう信用事業のほか, 指導・経済・共済・厚生等の事業を展開しております。

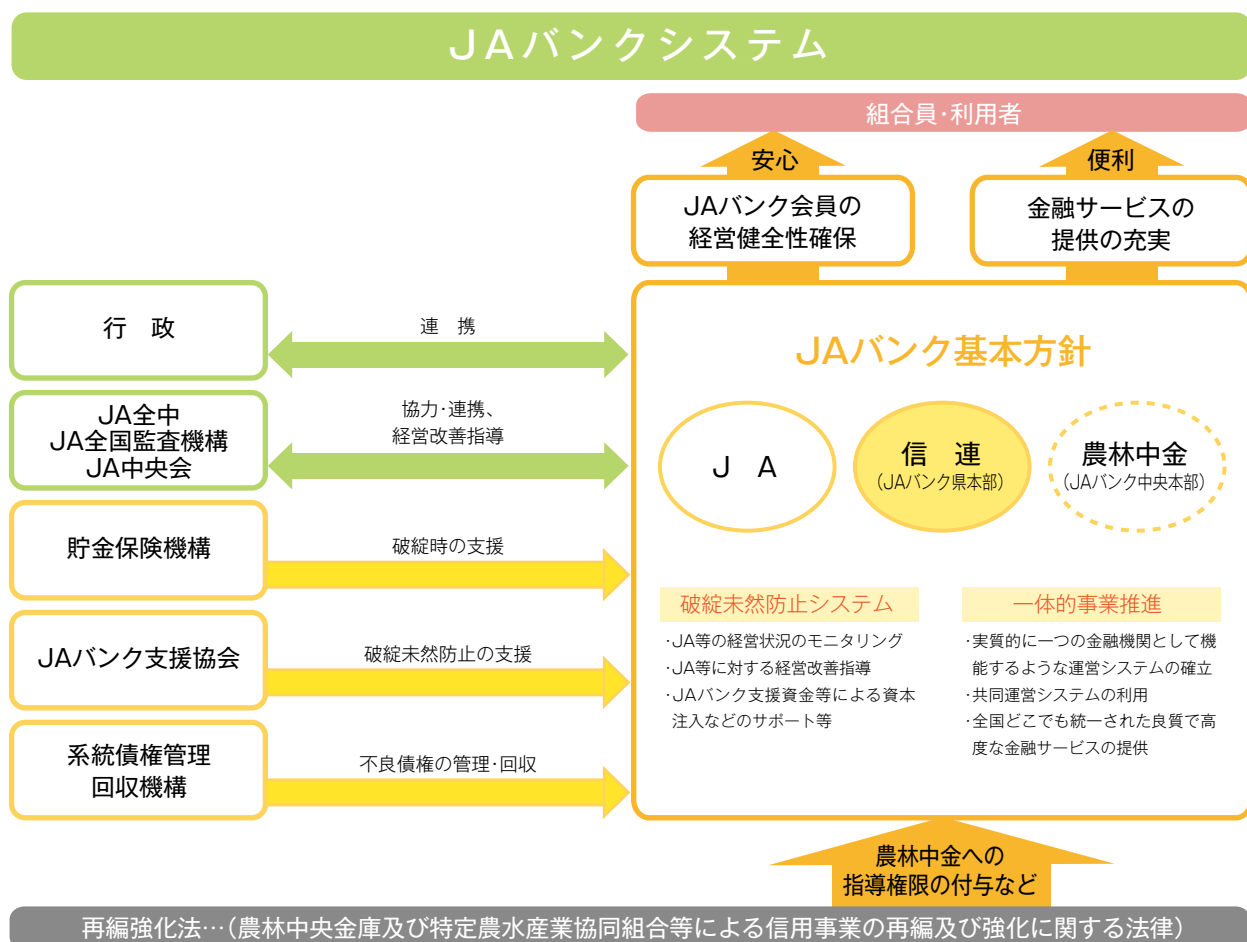
そのうち信用事業は, 便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう, 全国の JA・信連・農林中金(JA バンク会員)で「JA バンク」を構成し, 実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。



● JA バンクシステムの仕組み

JA バンクは、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者みなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA バンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活躍する「JA バンクシステム」を運営しています。

「JA バンクシステム」は、「破綻未然防止システム（JA バンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業推進（良質で高度な金融サービスの提供）」を2つの柱としています。

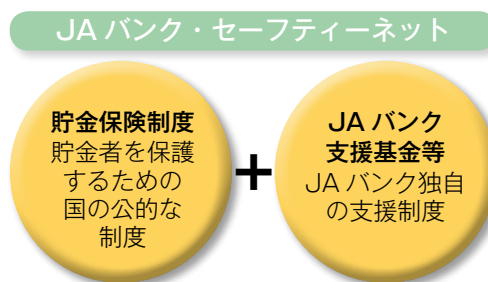


● 破綻未然防止システムによる JA バンク全体としての信頼性確保

JA バンクは、国の公的な制度である「貯金保険機構」に加え、JA バンクシステムに基づく自主的な「破綻未然防止システム」で支えられており、組合員・地域の皆さまに安心してご利用いただけるよう、JA バンク全体の信頼性向上と金融機能維持に向けた取組みを行っています。

● 「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取組みをしています。





事業の概要

DISCLOSURE 2012

経営環境

日本経済は、東日本大震災後、生産設備の毀損や供給面の制約を背景に生産活動が大きく低下し、生産・輸出を中心に大きく落ち込みました。また、経済の先行きや電力供給への懸念から企業や家計のマインドが悪化し、国内民間需要も弱い動きとなりました。しかし、夏場以降、世界経済の減速や急激な円高進行などのマイナス要因はありましたが、被災設備の復旧が進み、企業・家計の節電により電力不足が経済活動への大きな制約となることは回避でき、持ち直しの動きに転じました。個人消費は自動車に対する需要刺激策の効果もあって底堅く推移し、住宅投資も回復傾向にあり、生産や公共投資なども先行きの明るさを窺わせる動きとなっております。

金融情勢は、日本銀行がデフレ脱却と物価安定に向け、平成24年2月に量的緩和策の拡充とともに「中長期的な物価安定の目途」を発表し、1%の物価上昇を目指した政策運営を行うことを明らかにしました。日本銀行の強力な金融緩和策により、短期金融市場ではコールレートが0.1%割れで推移し、長期金利の目安である新発10年国債利回りは、安全資産に対する需要が世界的に強まり、米国・ドイツの長期金利が歴史的な水準にまで低下する中、円高の進行も加わり、投資家の国債購入意欲は根強く平成23年8月以降は1%前後の低い水準での動きとなり、平成24年1月には一時0.935%に低下しました。日経平均株価は、未曾有の震災に見舞われ1万円を下回ってスタートしましたが、輸出産業で当初の想定より早く部品供給網が復旧し、平成23年7月には1万円台を回復しました。しかし、欧州債務問題の深刻化、急激な円高やタイの洪水が追い打ちを掛け、平成23年11月には8,160円と年度の最安値まで下落しました。その後、日本及び各国による金融緩和などを背景に欧州問題への不安が和らぎ、年明けから株価は反転し、平成24年2月14日に日銀が追加金融緩和策を決定すると円高修正が進み、株高に一段と拍車がかかりました。円相場は、米国の財政問題と景気下振れ、欧州債務問題等を背景に円買い圧力が強まり平成23年8月には1ドル＝76円台前半となり、政府・日銀は為替介入を実施しましたが、再び平成23年10月末には戦後最高値となる75.31円を記録するに至り、過去最大規模の為替介入を実施しました。年明け以降、米国経済の回復期待の高まりや為替介入への警戒感、日本の貿易収支の悪化などを背景に円安傾向となり、平成24年2月の日銀による追加金融緩和を契機に円安が加速し、平成24年3月には一時84円台となりました。

農業情勢では、地域経済の落ち込みが続くなか慢性的な農産物の価格低迷が続き、農家経営は厳しい状況となりました。さらに、農業従事者の高齢化や担い手の減少に伴う耕作農地の縮小、農業生産額の減少など農業生産基盤は弱体化が進んでおります。一方、食の安全・安心への関心の高まり、Uターン就農者や新規参入就農者の増加、農業参入規制の緩和による農業生産法人・企業の農業参入の増加など農業に対する期待が高まっています。政策面では、TPPへの参加懸念、戸別補償制度の本格実施、6次産業化施策の展開など農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

信用事業情勢では、今年度はJAバンク山梨中期戦略（平成22～24年度）の中間年度にあたり、基本目標に掲げた「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンクの実現」を目指し、健全経営の確立、農業・生活メインバンク機能の強化、地域シェア向上を意識した「質」への重視、10年後を見据えた仕組みづくりなど目標達成に向けて着実な事業展開を行いました。信用事業の収支面では、更なる金融緩和策などにより調達利回りは低下したものの、景気低迷による住宅ローンの伸び悩みを始めた貸出金の減少等、運用利回りの低下による利ざやの縮小により収支状況は依然として厳しさが続くこととなりました。

このような状況のなか、本会は中期経営計画（平成22～24年度、「JAバンクパワーアッププラン」）の中間年度として、JAバンク山梨中期戦略実践のため県域信用事業の本部としての役割と機能を最大限に発揮することを目指して重点課題に積極的に取り組みました。

以下、本会の主要業務についてその概況をご報告申し上げます。

業績

●金融推進業務

今年度は、JAバンク山梨中期戦略（平成22～24年度）の中間年度として、「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンク」の実現に向け、重点実践事項の各推進項目に取り組みました。

JA貯金については、個人貯金を強力に推進する目的で県下JAの統一商品として夏のキャンペーンでは懸賞品付

定期貯金「当てるＪＡん」、冬のキャンペーンでは昨年度に続いて金利上乘せ定期貯金「ひだまり2011」を強力に展開し個人貯金の獲得推進を強化しました。また、各ＪＡが地方公共団体からの貯金受け入れに積極的に取り組んだ結果、総貯金は、平成24年3月末5,970億円（増加率1.3%）となり前年を上回る実績を確保しました。しかし、個人貯金は5,086億円（増加率△0.3%）に留まり、マイナス幅は改善しつつあるものの、依然として減少に歯止めが掛からない状況となりました。

ＪＡ貸出金については、主力商品であるＪＡ住宅ローンが依然として新築住宅着工に改善が見られない中、他金融機関の借換攻勢に晒され償還超過の状況が改善されないため、平成23年9月よりＪＡ住宅ローン借換キャンペーンを展開してご入金を図りました。その結果、平成23年12月より実行額が償還額を上回りやや持ち直してきたものの年初来からのマイナスをカバーするまでには至らず、平成23年3月末は1,732億円（増加率△2.2%）となりました。

キャンペーン等の主な取り組み実績としては、平成23年4～6月にＪＡカードキャンペーンを展開し、期間中3,014枚を獲得し有効会員数も11,249名（平成24年3月末）となり念願の1万会員を突破しました。また、平成23年8～9月に実施した年金指定替えキャンペーンは前年度のキャンペーンを264件上回る863件を獲得しました。ＪＡバンクローンの実行実績は、マイカーローン778百万円（前年実績927百万円）、教育ローン119百万円（前年実績127百万円）、住宅ローン2,472百万円（前年実績2,080百万円）となりました。

人材育成への取り組みは、従来の各種研修会、トレーニー制度、通信教育と連動した業務検定試験を実施するとともに、今年度は新たに窓口担当者の営業力強化を目的に、第1回窓口セールスロールプレイング大会を実施しました。

ＪＡの態勢整備への取り組みは、「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡの安全性・信頼性を確保するために全ＪＡの財務・体制整備モニタリング実施や事務処理統制の整備に向けた巡回指導および事務手続研修会等を開催し事務の徹底を図りました。

ローンセンターにおける取り組みについては、農業者への農業金融の対応力強化に向け、地域農業の担い手との関係を再構築し関係強化をする取り組みとして、県内ＪＡと一体的にメイン強化先へのアプローチを開始するとともに、農業近代化資金等の農業制度資金への対応として、行政をはじめとする関係機関とも連携・協力のうえ、農業金融の支援機能の強化に取り組みました。また、ＪＡ住宅ローンについては、平成23年9月から借換キャンペーン、平成24年1月からフラット35Sの金利優遇制度の縮小に合わせた金利弾力化を行い申込件数569件（増加率124%）、申込金額89億円（増加率129%）の実績を確保しました。

年金センターにおける取り組みについては、新規口座獲得推進の一環として、年間スケジュールに沿って開催したＪＡ平日および休日年金相談会への支援（130回）、年金推進強化支援としてモデルＪＡへの同行推進を実施しました。また、ＪＡの年金推進に関する体制構築および会議体への参加による支援も実施しました。

トレーニーの受入については、ローンセンター・年金センターともに継続して実施しました。

研修センターの人材育成への取り組みは、高度な業務知識の習得と営業スキルの向上を目的に、各種研修会の実施、通信教育講座の開講、通信教育と連動した業務検定試験を実施しました。

●貯金・為替業務

貯金については、ＪＡからの預け入れが順調に推移する一方、地方公共団体の預け金が流出し、期末残高は3,952億円（増加率△0.2%）、平均残高は4,228億円（増加率1.1%）となりました。

為替・決済業務については、決済機能を中心に集中処理、とりまとめ機能の充実・強化に努めました。県センターの国庫金、年金及び給与振込の取扱実績は、振込件数は389千件（増加率1.5%）、振込金額は497億円（増加率0.8%）となりました。

また、平成23年11月から日本銀行歳入金復代理店として歳入金の取扱いを始めました。

●融資業務

貸出業務については、企業の設備投資抑制やコスト削減意識による資金需要の低迷、大口貸出債権の期日到来・期限前返済などがあったものの、県内外の有力企業との新規取引や既往取引先との取引拡大に注力し、与信増加に取り組んだ結果、期末残高は740億円（増加率4.6%）、平均残高は730億円（増加率0.7%、貯貸率17.2%）となりました。

特融業務については、日本政策金融公庫資金（農林水産事業：食品流通改善資金）の実行はあったものの、東日本大震災の影響から、資金の引き合いは低調であり、期日償還により残高は減少となりました。年度後半には、日本政策金融公庫と本会プロパー資金の協調融資を前提に、県内企業への同行訪問を計画・実施するなど、融資へ向けての取り組みを行いました。また、住宅金融支援機構資金も依然として繰上償還傾向が強く減少となりました。受託貸付金全体として

は、前年度より12億円減少し、期末残高は103億円（増加率△11.0%）となりました。

● 余裕金運用業務

有価証券については、国債を主体とした定例取得、レンジ取得などによる債券を中心とした運用に取り組むとともに、市場動向を見極めながら株式や金融派生商品などによる補完的運用にも取り組みました。また、先行きの金利上昇局面での市場関連リスクへの対応として、継続的にポートフォリオ最適化に向けて取り組みました。その結果、平均残高は845億円（増加率△3.3%、貯証率19.9%）、期末残高は796億円（増加率0.3%）となりました。また、安定した運用資金を確保するため、前年度に続き債券貸借取引により市場から資金調達を行いました。

預け金については、本会の資金繰りを最優先に資金を確保しつつ、農林中央金庫の預金施設を基本に系統定期を中心とした運用に取り組みました。その結果、平均残高は3,047億円（増加率3.2%、貯預率72.0%）、期末残高は2,523億円（増加率△1.6%）となりました。

● 電算業務

全国統一システム（JASTEMシステム）の県域機能として、県センターシステム・県内ネットワーク・窓口端末機・自動化機器等における安定かつ効率化を踏まえた稼働を最優先事項と位置付けその運用・管理に取り組みました。

また、担当者向けのオペレーション研修会を定期的に開催するとともに、電算業務に関する必要な情報を随時JA宛提示いたしました。

ICキャッシュカードの偽造・変造対策の一環として、平成24年8月に全金融機関がよりセキュリティの高いIC基本形に一齐移行することに伴い、既存の自動化機器（ATM）への対応策を検討し、改造、または最新機種への入替を決定しました。また、従来発行のICキャッシュカードの有効期限を無期限化とするため、全国センターにおいて一括無期限化カードの再発行を実施し、それに伴い県独自対応として対象者へダイレクトメール（はがき）を郵送し周知徹底を図りました。

● 経営管理

経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置づけ、適切な経営管理（ガバナンス）のもと全ての業務にわたる法令等遵守（コンプライアンス）、利用者の保護と利便性向上及び各種リスク管理の的確な管理に取り組みました。また、統制機能として内部統制による制度運用・評価態勢の定着、リスク管理の高度化として事業計画に基づいたリスク量の計測、機構改革によるJA対応部署の強化など効率的な事務体制の確立に向けて着実な実践に取り組みました。

今年度は中期経営計画の中間年度にあたることから、計画の着実な実践、特に利益目標の確保に取組みました。収支環境は、日本銀行による実質的なゼロ金利政策（無担保コールオーバーナイト0.0%～0.1%）により、長期運用利回りの低下傾向が続き、本会の調達・運用の資金利回りは総じて低下し、本会の短期調達・長期運用構造にとっては、利ざや縮小圧力の増加という厳しいものとなりました。

主要資金については「リスクマネジメント基本方針」や「年度運用方針」等に基づき、着実かつ安定的な期間損益の確保に取り組みました。預け金は系統預金施設の効率的な利用、貸出金は地域金融機関として県内地場産業の振興に寄与すべく、取引深耕、新規取引等、取引の拡大を図りました。不良債権については債務者区分の変更などから、不良債権比率0.30%（前年比+0.02%）と若干増加しました。有価証券については、東日本大震災・タイの洪水・欧州債務危機等、非常に不透明な市場情勢のなか、安定した利息収入の確保と金融情勢等の的確な把握及び分析に基づく機動的運用の結果、平年並みの収益を確保することができました。

今年度の最終損益は、経常利益をほぼ事業計画どおり確保することができ、法人税については過年度有税で減損処理した有価証券の売却などにより、税務調整項目の減算額が増加した結果税金を圧縮でき、当期剰余金は819百万円（対前年比△321百万円）と事業計画を上回る（対事業計画比+195百万円）水準を確保することができました。

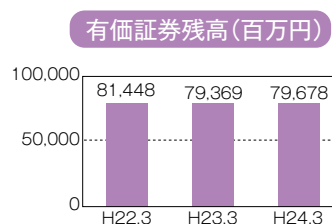
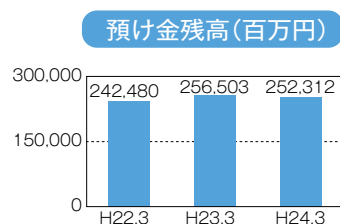
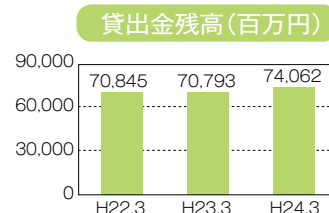
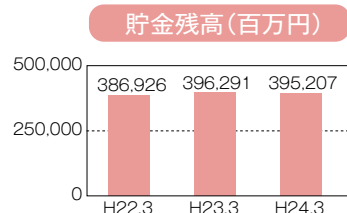
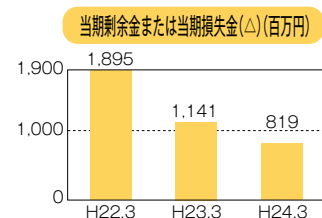
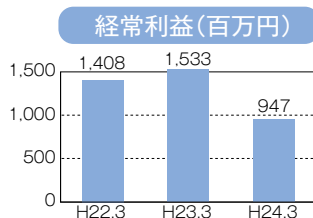
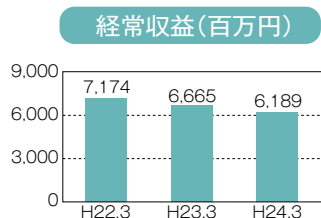
会員JAへの還元は、利用奨励金と今年度の特別対策費を併せて1,606百万円を支出しました。

監査については、3回の監事監査を受監したほか、内部監査については全部署に対して105日間の定期監査、11日間の確認監査及び2日の無通告監査を実施し、内部管理態勢、事務処理の健全化・適正化に努めました。また、外部監査として、全国農協中央会の監査を3回受監、行政庁検査として農林水産省の検査を受検しました。

主要勘定の状況

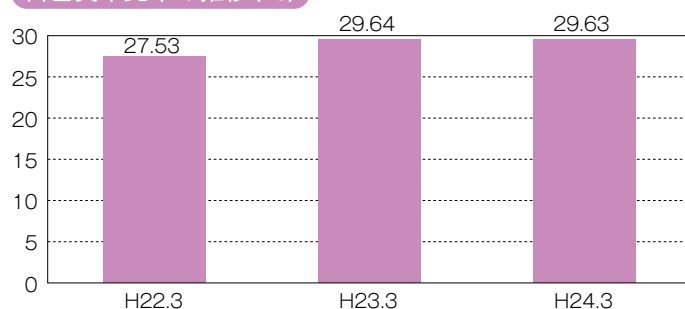
(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
経 常 収 益	7,174	6,665	6,189
経 常 利 益	1,408	1,533	947
当 期 剰 余 金	1,895	1,141	819
貯 金 残 高	386,926	396,291	395,207
貸 出 金 残 高	70,845	70,793	74,062
預 け 金 残 高	242,480	256,503	252,312
有 価 証 券 残 高	81,448	79,369	79,678



自己資本比率

自己資本比率の推移(%)



平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末
29.64%	29.63%

(注)〔自己資本比率〕

保有する資産に対する自己資本の割合で、経営の健全性・安全性を表す重要な指標です。

平成 10 年 4 月から施行された「早期是正措置」により、「国際統一基準」では 8% 以上、「国内基準」では 4% 以上の自己資本比率を維持することが義務づけられております。当会は「国内基準」の 4% を大きく上回る水準にあります。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。



リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末	増減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	193	214	21
3 ヶ月以上債権額	—	—	—
貸出条件変更緩和債権	—	—	—
合計	193	214	21
貸出金残高	70,793	74,062	3,269

(注) 1.〔破綻先債権〕

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2.〔延滞債権〕

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3.〔3 ヶ月以上延滞債権〕

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

4.〔貸出条件緩和債権〕

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

金融再生法開示債権の状況

(単位：百万円)

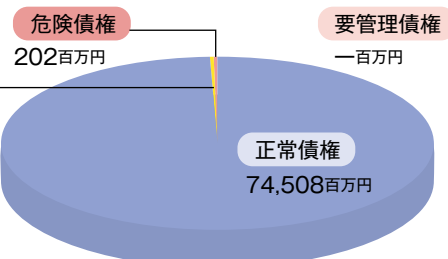
債権区分	平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)	14	20	6
危険債権(2)	185	202	17
要管理債権(3)	—	—	—
金融再生法分類債権総額(4) = (1) + (2) + (3)	200	223	23
保全額(5) = (6) + (7)	200	223	23
担保・保証等による保全額(6)	64	188	124
貸倒引当金(7)	135	35	△ 100
保全率(5) / (4)	100.00%	100.00%	0.00%
正常債権(8)	71,066	74,508	3,442
総与信額(4) + (8)	71,266	74,732	3,466

[総与信額] 74,732 百万円

(平成 24 年 3 月末)

うち金融再生法開示債権総額
223 百万円 (0.30%)

破産更生債権及び
これらに準ずる債権
20 百万円



(注) 1.〔破産更生債権及びこれらに準ずる債権〕

破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻状態に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

2.〔危険債権〕

経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

3.〔要管理債権〕

基本的には、3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

4.〔正常債権〕

債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連合会として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

本会は、ＪＡバンク山梨中期戦略（平成 22 ～ 24 年度）の基本目標「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるＪＡバンクの実現」を踏まえて、中期経営計画（平成 22 ～ 24 年度）「ＪＡバンクパワーアッププラン」を策定し、「ＪＡバンク基本方針」の遵守を事業継続の条件と位置付け、新たな事業方式の確立等競争力のある事業展開と信用事業利益の拡大による経営の安定化を目指し、県域一体となった信用事業改革の実践を基本方針として、各重要課題に取り組んでいるところであります。

中期経営計画では事業目標として下記の 3 項目を掲げて、事業目標ごとに重点課題とそれに対する具体的な実践事項を設定し、また、実践事項に基づく計画期間中のロードマップを作成し、年度ごとの取り組むべき事項を明確に位置づけています。

< 事業目標 >

- ・ 充実した機能還元の強化に向けた取り組み
- ・ 安定した収益還元の実現に向けた取り組み
- ・ 強固で効率的な経営基盤の確立に向けた取り組み

今年度は、本会の重要な課題である本会自己資本の増強について、県下ＪＡのご理解ご協力のもと、平成 21 年度より実践している「自己資本造成計画」の最終年度として、ＪＡより後配出資 7,000 百万円、劣後ローン 3,500 百万円の全受入が完了、信連自助努力による内部留保の積上げ 2,626 百万円を計画どおり行うことができ、結果 3 ヶ年の目標額である 13,126 百万円を達成することができました。

また、もうひとつの重要な課題である「自己資本回復計画」も中間年度として回復対象金額（ＪＡ負担額 53 百万円）の受入を計画どおり行うことができました。

ＪＡ貯金の増強については、夏のキャンペーン「懸賞品付定期貯金・当てるＪＡん」、冬のキャンペーン「金利上乗せ定期貯金・ひだまり 2011」を展開し、ＪＡ個人貯金の伸長に取り組みました。夏のキャンペーンは、懸賞品付定期貯金を投入しましたが、目標額 121 億円に対して実績 82 億円となり、金利上乗せ商品に比べコスト抑制の面は効果がありましたが顧客の金利上乗せニーズは強く、県内他金融機関の金利上乗せ商品との競合もあり目標を達成することはできませんでした。

冬のキャンペーンは、ニューマネー（顧客新規開拓、他行からのシフト）の獲得、他行との競合を強く意識し金利上乗せ商品を投入し、目標額 60 億円（個人定期貯金の純増額）に対して実績 69 億円となり、個人貯金残高は対前年比△ 27 億円まで改善しました（平成 23 年 7 月末、対前年比△ 57 億円）。

昨年の冬のキャンペーンに引き続き平成 23 年度も夏・冬とキャンペーンを実施し、ＪＡの個人貯金は改善の兆しが現れており徐々にその効果が表れつつあります。平成 24 年度についても、引続き効果的なＪＡ個人貯金増強キャンペーンを展開し、ＪＡの安定的な収益の確保、ひいては本会の安定的な収益の確保に取り組んでいくつもりであります。

日本経済は、震災の影響、タイの洪水、欧州債務危機、円高などを要因に過去最大の貿易赤字になるなど非常に厳しい一年となりました。系統を取り巻く環境も原発事故による農産物への影響・風評被害、ＴＰＰによる関税撤廃懸念・不透明な農業への影響など、依然厳しい状況が続いております。

本会は中期経営計画「ＪＡバンクパワーアッププラン（平成 22 ～ 24 年度）」による「ＪＡバンク全体の競争力の向上に向けた県域としての充実・安定した還元機能の維持と還元力の強化」「県域信用事業の本部としての対応力を具備した強固で効率的な経営基盤の構築」を基本戦略とし、事業目標の重点課題に取り組んでおります。

今後も本会経営につきまして、引き続き県下ＪＡのご理解とご協力をいただく中で、安定した還元機能維持に努め、県内ＪＡの期待に応えるべく着実な事業の実践に取り組んで参ります。



地域貢献情報

DISCLOSURE 2012

当会は、山梨県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に貢献する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする農家組合員のみなさま方や、ＪＡ・農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

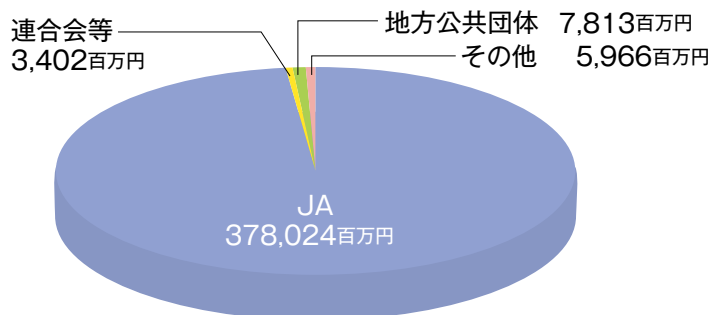
当会は農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

地域からの資金調達状況

県内ＪＡやその関係諸団体をはじめ、組合員・地域のみなさまからも貯金をお預かりしております。貯金・定期積金のほか、国債、外貨預金等さまざまな商品を取り揃えています。

【貯金残高】 395,207 百万円

(平成 24 年 3 月末)

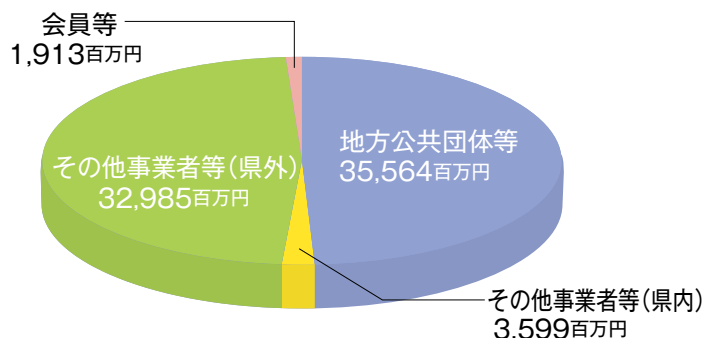


地域への資金供給状況

県内ＪＡやその関係諸団体への融資をはじめ、組合員・地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの必要な資金をご融資しています。

【貸出金残高】 74,062 百万円

(平成 24 年 3 月末)



(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

食農教育応援事業

J Aバンク山梨では、子供たちの農業に対する理解を深め、農業ファンを拡大し、地域発展への貢献を目的にJ Aバンクが一体となり展開している「J Aバンク食農教育応援事業」に取り組んでおります。

具体的には、食農、環境保全、金融経済をテーマにした補助教材約1万冊を県内全小学校に贈呈するとともに、J Aが実施している子供たちへの農業体験などの食農教育活動を対象としたJ Aバンクアグリ・エコサポート基金による費用助成事業を活用し、地域小学生への農業に対する理解促進を目指す活動を拡充しております。



各種農業関連イベントへの参加

県内の農畜産物を消費者により身近に感じてもらうよう、「味のワンダーランドやまなし」をイメージした果実・野菜の即売会の開催、また「山梨県農業まつり」等農業関係イベントへの積極的な参加をしました。



団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、J A山梨県連グループ献血友の会会員として団体献血に多くの役職員が参加しました。



高齢者のネットワークづくり

各JAでは、旅行・芸能・スポーツ等様々なイベントを開催し、地域のみなさまに好評を博しております。

このうち、ゲートボール大会は、県下79チームが参加し日頃の練習の成果を遺憾なく発揮されました。



年金友の会への支援

各JAで年金受給者を対象に「年金友の会」をつくり各種の活動を行っています。当会では、各JAを通じてこれらの活動を支援しております。

年金相談会

各JAでは、年金リーダーを中心とし、地域のみなさまを対象とした年金相談会を開催しております。また、在職中の方も相談できるよう、休日にも年金相談会を開催しております。当会では、相談会へ年金アドバイザーを派遣し、年金相談や各種情報の提供を行っております。

年金はお客様にとって、第2の人生の「良き友」であり、今まで働いてきた「証」であると考えております。JAバンク山梨では、これから年金を受給される皆様、あるいは現在年金を受給中の皆様に、少しでもお手伝いをさせていただければと考えております。



住宅ローン相談会

各JAでは、ローンリーダーを中心として在職中の方も相談できるように、毎月1回休日相談会を開催しております。また、当会ではローンセンター職員による県内住宅公園での相談会を実施しております。

JA住宅ローンは、新築・購入をはじめ、増改築・外装工事など、住宅に関するさまざまな用途にご利用いただけます。

また、すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。



JAバンク相談所

当会が行う貯金・貸出などの信用事業に関して、お客さまからの苦情等の相談窓口として、JA山梨中央会内に「山梨県JAバンク相談所」を設置しております。

JA等の信用事業に関するお取引でお困りの際は、ご遠慮なく申出ください。

受付時間

月～金曜日 9:00～17:00
(祝日及び相談所休業日は除く)

TEL

055-222-7700

トピックス

農業担い手金融への取組み

ＪＡバンク山梨では、農業担い手に対する金融支援のため、県内全ＪＡに「担い手金融リーダー」を設け、ＪＡ農機ハウスローン、農業近代化資金を中心に農業融資に積極的に取り組んでおります。

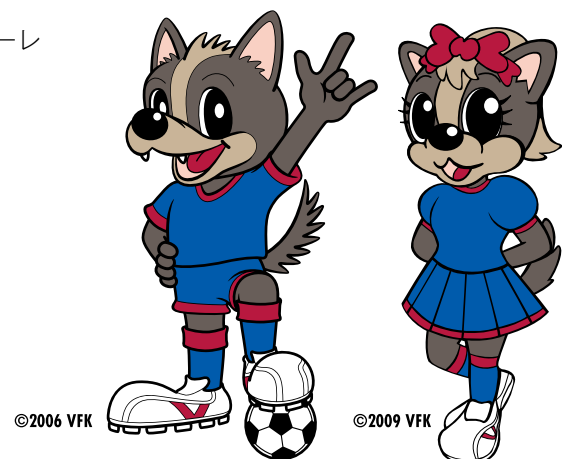
また、「ＪＡバンク利子助成事業」等により、借入者の負担を軽減し、農業経営の安定化を支援しております。

資金名	概 要
ＪＡ農機ハウスローン ※	組合員の方が農業生産性向上のため農業機械・ハウス等を取得する際に、迅速かつ簡便にお借入れいただける資金です。
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利な制度資金です。施設の取得・拡張、設備・機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。「認定農業者」の方は、さらに利子助成等の措置が受けられます。
ＪＡアグリマイティー資金 ※	施設の取得・拡張、設備・機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できます。
ＪＡアグリスーパー資金 ※	水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる「認定農業者」の方に対し、農業経営に必要な運転資金を低利で提供する短期の運転資金です。
ＪＡ担い手応援ローン ※	ＪＡにおいて税務対応支援を受けられている組合員の方のための農業生産に必要な短期の運転資金です。

※印の資金は、ＪＡバンク利子助成事業の対象となり、短期資金は年度毎、長期資金は借入当初から３年間に限り、最大１％の利子助成を受けることができます。

Ｊリーグへ協賛

ＪＡグループでは、山梨県に本拠地を構える「ヴァンフォーレ甲府」へ協賛し、チームの活躍に声援を送っております。



マイカーローン

JA バンク山梨独自商品として、環境を大切にするみなさまを応援する「JA マイカーローン+ エコ (ECO)」を平成 24 年 9 月 30 日まで取扱っております。JA のマイカーローンは新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。

「JA マイカーローン+ エコ (ECO)」は JA との取引内容に応じて店頭表示金利から最大 1% 金利を引き下げ、さらに給与お受取口座の指定 (5 万円以上) で 0.5% 軽減し、エコカー購入時にはさらに 0.3% 軽減し、通常の店頭表示金利から最大 1.8% 金利が軽減されます。



JA カード・IC キャッシュカード

JA バンク山梨ではお客様により一層安心・便利をご提供するため、キャッシュカード機能と JA ならではの特典が満載のクレジットカード機能を一枚のカードに取り込んだ、JA 一体型カード (IC カード) をおすすめしております。

JA バンク山梨のキャッシュカードをお使いの方は、全国 12,000 台の JA バンクの ATM で、平日はもちろん、土日・祝日でも ATM での入出金手数料が無料にご利用いただけます。



当てるJA^{じゃ}ん

JA バンク山梨では夏のキャンペーン商品として、総額 1,000 万円相当の豪華商品が抽選で当たる懸賞品付定期貯金「当てる JA (じゃ) ン 2012」を平成 24 年 8 月 31 日まで取扱っております。



おもな事業の内容

貯金業務

JA や地域のみなさまの多様化するニーズにお応えするために、有利な資産づくりと豊かなくらしのお手伝いをしております。魅力ある商品の開発に積極的に取り組み、みなさまの目的に合わせた様々な貯金を取り揃えております。また、JA を通じて振り込まれる農産物代金、年金、給与、公金の取りまとめや一括払込業務などを行っております。

さらに、キャッシュカード一枚で全国のJA・信連から貯金の入出金ができるサービスやゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行から貯金の払戻しができるサービスを行っております。

●お取扱い商品のご案内

貯金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1 円以上
普通貯金	・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1 円以上
決済性貯金	・貯金保険制度において全額保護の対象となります。ただし、利息は付保されません。	期間の制限はありません。	1 円以上
通知貯金	・1 週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7 日以上	50,000 円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1 円以上
スーパー定期	・最長 5 年間までニーズにあった期間でお預け入れできる定期貯金です。	1 か月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期預金	・1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適な商品です。	1 か月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金	・市場金利に応じて 6 か月ごとに金利が変更となる貯金です。	1 年・2 年・3 年	1 円以上

●商品のご利用にあたって…貯金に関しましては、約款の内容をご確認いただき、詳しくは、窓口にご相談ください。

融資業務

● 農業関連融資

認定農業者等, 農業担い手の資金需要に対し, JA と一体となり, 農業近代化資金等の制度資金, 日本政策金融公庫 (農林水産事業) 資金, また各種要項資金などライフサイクルに応じ, きめ細やかに対応してまいります。

● 地元企業・公共団体等への融資

地域金融機関として, 地元企業との結び付きを強め, 融資業務を通じて地域経済の振興と発展に貢献します。また, 公共団体, 非営利団体等で必要とされる低利で長期な資金には, 良質で豊富な当会資金を積極的に供給し, 豊かなまち・むらづくりへのお手伝いをします。

● 県内 JA との連携

JA のバックアップ金融機関として必要な資金を潤沢に供給します。また, 県内 JA との緊密な連携による組合員への協調融資, 低利・長期の資金需要にも対応してまいります。

● お取り扱い商品のご案内

	資金の内容	ご利用いただける方	資金のお使いみち	ご融資の条件など
農業向け資金	農業近代化資金などの制度資金, アグリマイティー資金などの要項資金	個人, 農業団体および農業関連企業	農業に関連した, 設備, 機械等の取得, 運転資金, 災害資金など	それぞれの取り扱い要領で定められた条件によります。
一般資金	設備資金, 運転資金など	一般企業等	設備, 機械等の取得, 運転資金, 賞与, 決算等の季節資金	資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定します。
個人向け資金	住宅ローン, 賃貸住宅ローンなどの各種ローン	個人	住宅を取得したり, 農業以外の事業などを行うために必要な資金	それぞれの取り扱い要領で定められた条件によります。

●詳しくは, 窓口にご相談ください。

代理業務

当会は、JAの組合員をはじめ地元にお住まいのみなさまにご活用いただくため、日本政策金融公庫（農林水産事業）・（国民生活事業）、住宅金融支援機構などの受託金融機関として、JAを窓口にお取り扱いしております。

資金・証券業務

当会がお預かりした貯金は、農業関連事業や商工業事業に対する融資を通じて地場産業の発展をお手伝いする一方、有価証券等の運用も行っております。

その運用方法は、安全性および流動性の確保に主眼をおき、農林中金への預金を中心に国債や株式等への投資を行っているほか、先物・オプション等の金融派生商品への取り組みも行っております。

電算業務

JAバンク山梨における貯金・貸出・為替・インターネットバンキング等の信用事業オンラインシステム、および口座振替業務は、系統による全国統一の「JASTEMシステム」により安全・確実に処理を行っております。

また、ご利用される皆様の貯金の安全性を確保するために、ICキャッシュカードの発行等により、セキュリティ対策を行っております。

金融推進

JAに求められるニーズは、日々多様化、あるいは高度化しており、JAバンクにおける機能や役割も、より充実し、改善し続けることが必要となっております。当会は、「地域のみなさまから選ばれるJAバンク」を目指し、各JAと一体となり、みなさまのニーズにお応えするために、JAの総合力を活かした良質・高度なサービスの提供を行っております。

年金センター業務

年金に関する社会情勢への対応と、年金受給者や年金受給予定者の様々な相談ニーズに応えるため、年金の専門知識を持った年金リーダーの育成や年金相談会支援等に積極的に取り組んでおります。

ローンセンター業務

ローンセンターは、JAバンクローン（住宅ローン・マイカーローン・教育ローン等）の審査業務、ハウスメーカーやお客さまからのローン相談に対応する営業業務、管理業務を担当しております。

研修センター業務

JAからの金融法務に関する相談対応のほか、JA職員を対象とした通信教育や集合研修を実施し、組合員および地域の皆さまのお役にたつ金融の専門知識を備えた人材育成支援を行っております。

その他サービス

全国どちらの金融機関へでもご送金・お振り込み、また、手形・小切手代金のお取り立て等が安全確実に行えます。
 みなさまの給与振込、年金のお受取、国・県・市町村民税の収納、電気料、水道料などの各種公共料金の口座振替、クレジットカードの代金決済など決済業務を為替事務センター・手形センター等を通じて幅広くお取り扱いしております。
 また、幅広い資産運用ニーズにお応えするため各種国債の窓口販売を行っております。

● その他商品

項 目	内 容
JA キャッシュサービス	JA のキャッシュサービスをご利用いただくと、全国の JA ・信連・農林中金・ゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行の CD (現金自動支払機) ATM (現金自動預入・支払機) で、現金のお引き出し、残高照会ができます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK 放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金、当座貯金から自動的にのお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
JA カード (クレジットカード)	「JA ならでは」の特典を備えた JA カードはお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用いただけます。また、お金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。JA カード一体型 (IC キャッシュカードとクレジット機能が 1 枚になった便利なカード) も取り扱っております。
デビットカード	 このマークのあるお店で、端末に JA のキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落としされます。
JA ネットバンク	窓口や ATM にいなくても、お手持ちのパソコン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが 24 時間いつでもお気軽にご利用いただけます。

(平成 24 年 6 月末現在)

● 自動化機器の設置状況

	店舗内	店舗外
JA 設置	63	68
信連設置	1	3

(平成 24 年 6 月末現在)

※すべての自動化機器について IC 化対応済

手数料

● ATM 利用手数料

(平成 24 年 6 月末現在)

ご利用カード ご利用時間帯		お引き出し取引(1 回当たり)					お預入れ取引(1 回当たり)	
		当会・県内 JA キャッシュ カード	県外 JA キャッシュ カード	三菱東京 UFJ キャッシュ カード	他金融機関 (三菱東京 UFJ 以外) キャッシュ カード	ゆうちょ銀行 キャッシュ カード	当会・県内 JA キャッシュ カード	県外 JA キャッシュ カード
平 日	8:00 ~ 8:45	無 料		105 円	105 円	210 円	無 料	
	8:45 ~ 18:00			無 料	105 円	105 円		
	18:00 ~ 21:00			105 円	210 円	210 円		
土 曜	9:00 ~ 14:00			105 円	105 円	105 円		
	14:00 ~ 19:00			105 円	210 円	210 円		
日 曜	9:00 ~ 19:00			105 円	210 円	210 円		
祝 日	9:00 ~ 19:00			105 円	210 円	210 円		
年 末	9:00 ~ 19:00			105 円	210 円	210 円		

- (注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。
 2. 当会・県内 JA 以外のお客さまは、土曜日・日曜日・祝日・年末休日の 17 時以降はお取引ができません。
 3. 他金融機関のお客さまは、お預入れ取引ができません。

● 為替取扱手数料

(平成 24 年 6 月末現在)

種 類				当 会	県内系統	県外系統	他金融機関
送 金	普通扱				420 円	420 円	630 円
振 込	電 信 扱	窓 口	3 万円未満	105 円	210 円	210 円	525 円
			3 万円以上	315 円	420 円	420 円	735 円
		A T M	3 万円未満	無 料	105 円	210 円	420 円
			3 万円以上	無 料	315 円	420 円	630 円
		インター ネット バンキング	1 万円未満	無 料	52 円	52 円	210 円
			3 万円未満	無 料	105 円	105 円	315 円
			3 万円以上	無 料	210 円	210 円	525 円
		定時 自動送金	3 万円未満	無 料	105 円	210 円	420 円
			3 万円以上	無 料	315 円	420 円	630 円
	文 書 扱	3 万円未満			210 円	210 円	420 円
		3 万円以上			420 円	420 円	630 円
代金取立手数料				無 料	420 円	420 円	630 円
その他 (組戻等)	送金・振込組戻手数料			630 円			
	振込訂正手数料			630 円			
	不渡手形返却料			630 円			
	取立手形組戻料			630 円			
	取立手形店頭提示料等の特殊な手数料			630 円			

- (注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。
 2. 取立等の費用が 630 円を超える場合は、実費とさせていただきます。
 3. A T M を利用し振込手続を行うことが困難な方につきましては窓口での振込手数料を A T M 手数料といたします。



●その他の手数料

(平成 24 年 6 月末現在)

種 類			手数料
証明書・照会	残高証明書	定例発行	315 円
		都度発行	525 円
	監査法人等による残高証明書発行手数料		1,050 円
	その他証明書		525 円
	取引履歴照会	端末照会	525 円
		センタ照会	1,050 円
	暗証番号照会		525 円
再発行	通帳・証書		525 円
	I C キャッシュカード		1,050 円
	一体型カード		1,050 円
手形・小切手	小切手帳		525 円 (1 冊につき)
	自己宛小切手発行手数料		525 円 (1 枚につき)
	手形帳		525 円
両替※	1 ～ 100 枚		無 料
	101 ～ 300 枚		105 円
	301 ～ 500 枚		210 円
	501 ～ 1,000 枚		315 円
	1,001 枚以上 1,000 枚毎		315 円加算
	汚損紙幣・硬貨・記念硬貨 同一金種交換 (新券含む)		無 料
	※取扱枚数は、硬貨と紙幣の合計枚数。 ※合計枚数は、持込または持帰枚数のいずれが多い方を基準とする。		

(注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。

組織等について

役 員

(平成 24 年 6 月末現在)

●経営管理委員会

経営管理委員会会長	廣瀬 久信
経営管理委員会副会長	込山 博
経営管理委員	關本 得郎
経営管理委員	石井 幹夫
経営管理委員	岸本 富次
経営管理委員	小池 通義
経営管理委員	堀川 千秋

●理事会

代表理事理事長	手塚 進二
代表理事専務	岩下 邦夫
常務理事	丹澤 孝
常務理事	田村 二郎

●監事会

代表監事	佐野 勝久
員外監事	海野 勝
常勤監事	飯窪 幸夫

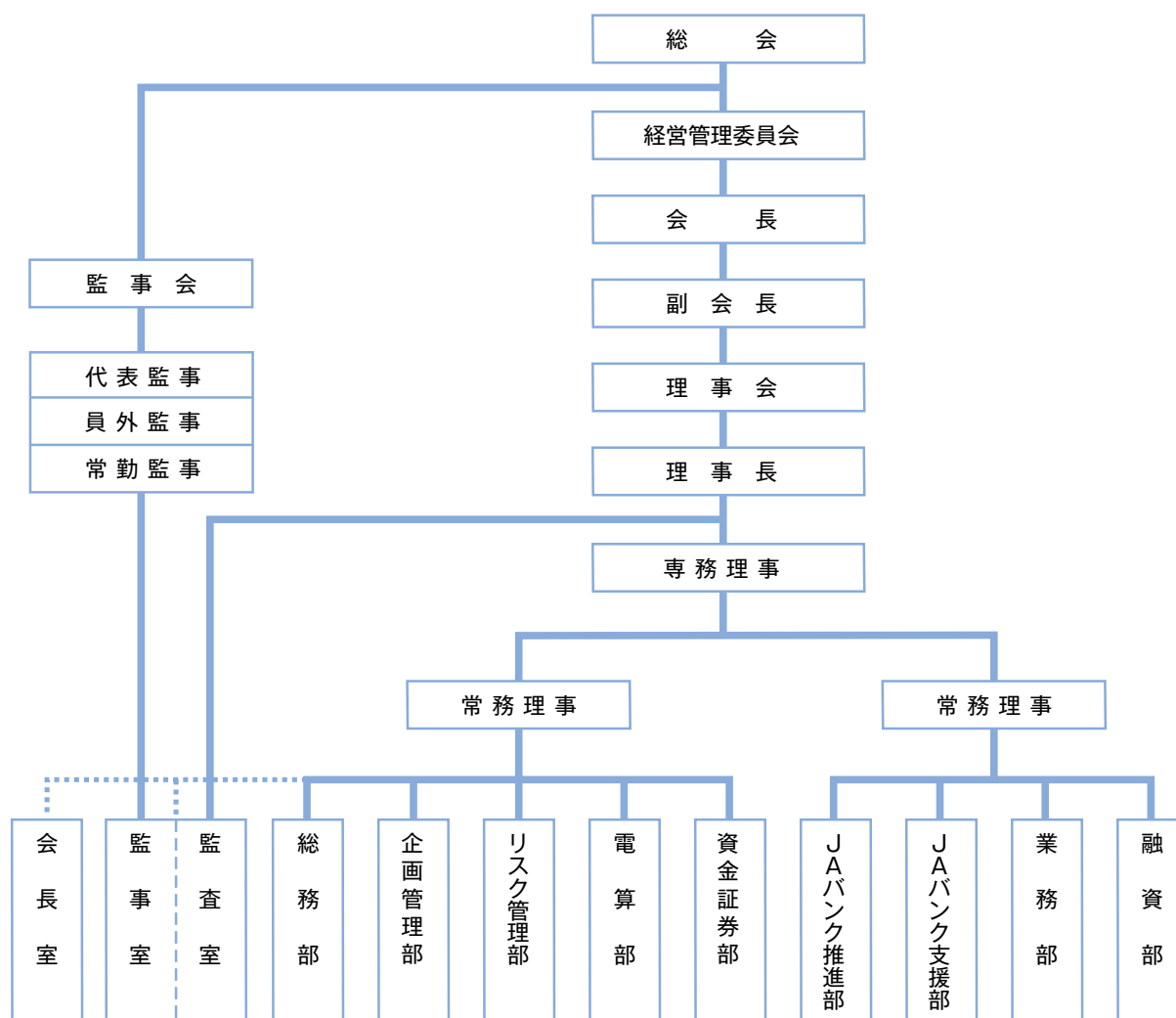
会員数・職員数

会 員 数		
区 分	平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末
正会員	15	15
准会員	18	18
合 計	33	33

職 員 数(単位：人)		
区 分	平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末
参 事	0	0
男子職員	72	70
女子職員	30	35
合 計	102	105



(平成24年6月末現在)



店舗／本所 甲府市飯田一丁目1番20号 TEL (055) 223-3514

沿革・歩み

大正 6 年	山梨県信用組合聯合会設立
昭和 18 年	山梨県農業会に改組
昭和 23 年	山梨県信用農業協同組合連合会設立 大月出張所開設
昭和 24 年	長坂出張所開設
昭和 39 年	全国農協貯金者保護制度発足
昭和 47 年	県下 JA 貯金 1,000 億円達成
昭和 49 年	県センターで農協オフライン処理受託開始
昭和 53 年	新農協会館で業務開始 県下 JA 貯金 2,000 億円達成
昭和 54 年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和 58 年	長坂出張所閉所
昭和 59 年	第一次信用事業オンライン稼働
昭和 60 年	全国農協貯金ネットサービス開始
昭和 62 年	国債窓販代理業務で取扱開始
昭和 63 年	大月出張所閉所 県下 JA 貯金 3,000 億円達成 第二次信用事業オンライン稼働
平成 元年	山梨中央銀行との CD オンライン提携
平成 2 年	都銀・地銀との CD オンライン提携
平成 3 年	農協法第 10 条第 9 項に基づく特例信連の指定 第二地銀・信金・信組・労金との CD オンライン提携 外貨両替業務取扱開始
平成 4 年	県下 JA 貯金 4,000 億円達成
平成 6 年	国債窓販取扱開始
平成 8 年	新信用システム稼働
平成 9 年	後配出資制度導入
平成 10 年	常勤監事制度導入 JA 信用事業の新しい総称「JA バンク」導入
平成 12 年	郵貯との CD オンライン提携 デビットカード業務開始
平成 13 年	経営管理委員会制度導入 JA ネットバンク取扱開始 JA バンク基本方針に伴う「JA バンク山梨県本部」設置
平成 14 年	セキュリティポリシーの制定
平成 15 年	県下 JA 貯金 6,000 億円達成
平成 16 年	JASTEM システム稼働
平成 17 年	ローンセンター稼働 セブン銀行との ATM 提携
平成 18 年	IC キャッシュカード導入
平成 20 年	JA バンク ATM 顧客手数料の全国一律無料化
平成 22 年	中期経営計画「JA バンクパワーアッププラン」スタート
平成 23 年	第 1 回 JA バンク山梨推進大会開催

経営資料編

I 決算の状況

●貸借対照表	32
●損益計算書	33
●キャッシュフロー計算書	34
●剰余金処分計算書	35
●注記表	35
●財務諸表の適正性等にかかる確認	46

II 損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	47
●利益総括表	47
●資金運用収支の内訳	48
●受取・支払利息の増減額	48

III 事業の概況

●貯金に関する指標	49
●貸出金等に関する指標	49
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
●貸出金償却の額	52
●リスク管理債権	52
●金融再生法に基づく開示債権	53
●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	53
●有価証券に関する指標	53
●有価証券の時価情報等	54
●受託業務・為替業務等に関する指標	55

IV 経営諸指標

●利益率	56
●貯貸率・貯証率	56

V 自己資本の充実の状況

●自己資本の状況	57
●信用リスクに関する事項	60
●信用リスク削減手法に関する事項	64
●派生商品取引のリスクに関する事項	65
●証券化エクスポージャーに関する事項	66
●オペレーショナル・リスクに関する事項	67
●出資等エクスポージャーに関する事項	67
●金利リスクに関する事項	68

I 決算の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	22 年度 平成 23 年 3 月 31 日	23 年度 平成 24 年 3 月 31 日	科 目	22 年度 平成 23 年 3 月 31 日	23 年度 平成 24 年 3 月 31 日
(資産の部)			(負債の部)		
現金	627	599	貯金	396,291	395,207
預け金	256,503	252,312	当座貯金	7,112	7,023
系統預け金	256,013	251,882	普通貯金	2,113	2,533
系統外預け金	490	430	通知貯金	9,380	5,850
有価証券	79,369	79,678	別段貯金	73	76
国債	58,742	59,707	定期貯金	377,560	379,653
地方債	599	799	定期積金	51	70
短期社債	—	—	債券貸借取引受入担保金	—	—
社債	7,144	5,753	借入金	9,594	9,594
株式	2,986	2,360	代理業務勘定	21	37
その他証券	9,896	11,056	その他負債	822	409
貸出金	70,793	74,062	未払費用	212	135
手形貸付	2,175	176	約定取引未決済借	352	—
証書貸付	53,778	58,837	その他の負債	258	273
当座貸越	3,162	2,371	諸引当金	1,228	1,370
金融機関貸付	11,678	12,678	相互援助積立金	262	384
その他資産	394	659	退職給付引当金	906	920
未収収益	264	483	役員退職慰労引当金	12	17
約定取引未決済貸	—	—	賞与引当金	46	48
その他の資産	129	176	債務保証	450	386
有形固定資産	502	503	[負債の部合計]	408,407	407,004
建物	126	155	(純資産の部)		
土地	192	192	出資金	15,402	15,672
リース資産	13	9	(うち後配出資金)	(10,366)	(10,636)
その他の有形固定資産	171	145	回転出資金	200	260
無形固定資産	437	440	利益剰余金	7,859	8,316
ソフトウェア	429	433	利益準備金	3,593	3,822
その他の無形固定資産	8	7	その他利益剰余金	4,266	4,494
外部出資	22,565	22,542	特例特別積立金	450	450
系統出資	22,010	22,010	特別積立金	2,345	2,874
系統外出資	554	532	当期末処分剰余金	1,471	1,170
繰延税金資産	37	51	(うち当期剰余金)	(1,141)	(819)
債務保証見返	450	386	会員資本合計	23,462	24,249
貸倒引当金	△ 374	△ 293	その他有価証券評価差額金	△ 561	△ 309
			評価・換算差額等合計	△ 561	△ 309
			[純資産の部合計]	22,901	23,939
資産の部合計	431,308	430,944	負債及び純資産の部合計	431,308	430,944



損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 22 年度 自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年度 自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日
経常収益	6,665	6,189
資金運用収益	4,354	4,019
（うち貸出金利息）	(1,430)	(1,353)
（うち預け金利息）	(1,956)	(1,815)
（うち有価証券利息配当金）	(967)	(849)
役務取引等収益	1,041	1,047
その他事業収益	1,007	917
その他経常収益	261	204
経常費用	5,132	5,241
資金調達費用	2,199	1,963
（うち貯金利息）	(2,058)	(1,827)
役務取引等費用	399	408
その他事業費用	56	1
経費	2,207	2,245
その他経常費用	268	622
経常利益	1,533	947
特別利益	4	0
特別損失	18	0
税引前当期利益	1,518	947
法人税、住民税及び事業税	126	141
法人税等調整額	250	△ 13
法人税等合計	377	127
当期剰余金	1,141	819
当期首繰越剰余金	330	350
当期末処分剰余金	1,471	1,170

(注) 1. 資金運用収益の「(うち預け金利息)」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

2. 資金調達費用の「(うち貯金利息)」には、J A等に対する支払奨励金が含まれています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 22 年度 自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年度 自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,518	947
減価償却費	232	215
減損損失	15	—
貸倒引当金の増加額	92	△ 80
その他の引当金・積立金の増加額	105	127
資金運用収益	△ 4,354	△ 4,019
資金調達費用	2,199	1,963
有価証券関係損益	△ 1,658	△ 739
貸出金の純増減	52	△ 3,269
預け金の純増減	△ 10,000	△ 18,648
貯金の純増減	9,364	△ 1,084
事業分量配当金の支払額	△ 160	△ 100
資金運用による収入	4,599	3,797
資金調達による支出	△ 2,476	△ 2,026
その他	2	△ 11
小 計	△ 466	△ 22,925
法人税等の支払額	△ 6	△ 141
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 473	△ 23,066
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 346,035	△ 178,820
有価証券の売却による収入	345,336	178,150
有価証券の償還による収入	4,200	1,000
固定資産の取得による支出	△ 185	△ 219
固定資産の処分による収入	—	0
外部出資による支出	△ 5	△ 5
外部出資による収入	—	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,310	133
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	—	—
出資の増額による収入	1,216	270
出資配当金の支払額	△ 180	△ 263
回転出資金の受入による収入	160	100
回転出資金の払戻しによる支出	△ 40	△ 40
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,155	66
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	3,992	△ 22,866
6 現金及び現金同等物の期首残高	65,581	69,574
7 現金及び現金同等物の期末残高	69,574	46,707



剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成22年度	科 目	平成23年度
当期末処分剰余金	1,471	当期末処分剰余金	1,170
剰余金処分額	1,121	剰余金処分額	812
利益準備金	229	利益準備金	171
任意積立金	529	任意積立金	160
特別積立金	529	特別積立金	160
出資配当金	263	出資配当金	281
普通出資に対する配当金	125	普通出資に対する配当金	125
後配出資に対する配当金	137	後配出資に対する配当金	155
事業分量配当金	100	事業分量配当金	200
次期繰越剰余金	350	次期繰越剰余金	358

- (注) 1. 普通出資に対する配当率は年 2.5%、後配出資に対する配当率は年 1.5%の割合です。
2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。
平成22年度 1ヵ年定期貯金の年間平均残高 342,198百万円に対し、年0.0292% 各対象ごと円未満切捨て
平成23年度 1ヵ年定期貯金の年間平均残高 362,044百万円に対し、年0.0552% 各対象ごと円未満切捨て
3. 事業の利用分量に対する配当金のうち、40,000,000円を回転出資金とする。

注記表

【平成22年度】(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・ 売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
・ 満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・ その他有価証券
時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しています。なお、
主な耐用年数は15年～50年です。
建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。
- (4) 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しています。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっています。なお、残存価額については、零としています。
- (6) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。
すべての債権は、資産の自己査定に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- ② 賞与引当金
賞与引当金については、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

- ③ 退職給付引当金
退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金については、山梨県JAバンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (9) 当年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しています。
この結果、損益に与える影響はありません。

2.貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は826百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は280百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	3百万円	9百万円	13百万円
オペレーティング・リース	26百万円	55百万円	81百万円

- (4) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産
預け金 100 百万円

担保資産に対応する債務
貯金 26 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金29,000百万円、有価証券1,400百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。

なお、固定資産のうち保証金権利金は1百万円です。

- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権はなく、延滞債権額は193百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (8) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額ははありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は193百万円です。
なお、(7) から (10) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は9,544百万円です。なお、融資未実行残高のうち7,480百万円は当会の会員に対して定期貯金等を担保とした当座貯金に対する当座貸越契約です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,178百万円が含まれています。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 9,594百万円が含まれています。
- (14) 山梨県農業協同組合中央会が行う経営困難JA救済支援事業に対する負担額等
当該事業は、経営困難JAを隣接JA等への合併による救済支援を行うにあたり、合併時欠損金処理財源を補填する等の支援を行うもので、JAと連合会による賦課金方式により財源の負担要請がされています。
当該事業による支援総額は2,446百万円であり、このうち当会は1,796百万円を負担し、当期までに支出した1,623百万円を除く172百万円については平成24年度まで毎年一定額を支出する予定です。

3.損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は2百万円です。
- (2) 債権売却は、ありません。

(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類	減損損失
福利厚生施設	土地建物	15百万円
合計		15百万円

該当の福利厚生施設（業務外資産）については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は鑑定評価額に基づき算定しています。

4.金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元のＪＡから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引は、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引等を行っています。これらは、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しています。

ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には企画管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前の審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの債券先物取引等です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合に、経済価値が539百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ＡＬＭを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準じる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金	627 百万円	627 百万円	－百万円
預け金	256,503 百万円	256,196 百万円	△ 307 百万円
有価証券			
満期保有目的の債券	68,790 百万円	73,884 百万円	5,093 百万円
その他有価証券	10,578 百万円	10,578 百万円	－百万円
貸出金	70,901 百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金	△ 374 百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金控除後	70,526 百万円	71,910 百万円	1,383 百万円
資産計	407,027 百万円	413,197 百万円	6,169 百万円
貯金	396,291 百万円	395,820 百万円	△ 470 百万円
借入金	9,594 百万円	9,594 百万円	－百万円
負債計	405,885 百万円	405,414 百万円	△ 470 百万円

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金107百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	22,565 百万円
合計	22,565 百万円

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	256,503 百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	1,000 百万円	－百万円	－百万円	－百万円	2,000 百万円	70,100 百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	－百万円	－百万円	－百万円	98 百万円	1,200 百万円	7,000 百万円
貸出金	10,535 百万円	9,381 百万円	8,438 百万円	5,917 百万円	6,114 百万円	30,398 百万円
合 計	268,039 百万円	9,381 百万円	8,438 百万円	6,015 百万円	9,314 百万円	107,498 百万円

(注) 1. 期限のない劣後特約付貸出金10,178百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等8百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	395,783百万円	487百万円	40百万円	－百万円	－百万円	－百万円
借入金	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	9,594百万円
合 計	395,783百万円	487百万円	40百万円	－百万円	－百万円	9,594百万円

- (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 貯金のうち、貸借対照表上の定期積金51百万円については含めていません。
3. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金3,500百万円については、「5年超」に含めています。

5. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的の有価証券
該当はありません。
- ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	58,742百万円	64,721百万円	5,978百万円
	地方債	399百万円	413百万円	13百万円
	政府保証債	－百万円	－百万円	－百万円
	金融債	－百万円	－百万円	－百万円
	短期社債	－百万円	－百万円	－百万円
	社債	1,000百万円	1,013百万円	13百万円
	外国証券	1,500百万円	1,565百万円	65百万円
	小 計	61,642百万円	67,714百万円	6,072百万円
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－百万円	－百万円	－百万円
	地方債	199百万円	193百万円	△ 6百万円
	政府保証債	－百万円	－百万円	－百万円
	金融債	－百万円	－百万円	－百万円
	短期社債	－百万円	－百万円	－百万円
	社債	4,948百万円	4,745百万円	△ 203百万円
	外国証券	2,000百万円	1,231百万円	△ 768百万円
	小 計	7,148百万円	6,170百万円	△ 978百万円
合 計		68,790百万円	73,884百万円	5,093百万円

- (注) 1. 有価証券のうち、満期保有目的の債券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っています。
- この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が3,275百万円増加しています。
- なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。

- ③ その他の有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株式	632百万円	668百万円	35百万円
	債券			
	国債	－百万円	－百万円	－百万円
	地方債	－百万円	－百万円	－百万円
	政府保証債	－百万円	－百万円	－百万円
	金融債	400百万円	400百万円	0百万円
	短期社債	－百万円	－百万円	－百万円
	社債	－百万円	－百万円	－百万円
	外国証券	959百万円	1,517百万円	557百万円
	小 計	1,992百万円	2,586百万円	593百万円
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	株式	2,797百万円	2,318百万円	△ 479百万円
	債券			
	国債	－百万円	－百万円	－百万円
	地方債	－百万円	－百万円	－百万円
	政府保証債	－百万円	－百万円	－百万円
	金融債	800百万円	794百万円	△ 5百万円
	短期社債	－百万円	－百万円	－百万円
	社債	－百万円	－百万円	－百万円
	外国証券	5,000百万円	4,384百万円	△ 615百万円
	受益証券	550百万円	494百万円	△ 55百万円
	小 計	9,147百万円	7,992百万円	△ 1,155百万円
合 計		11,140百万円	10,578百万円	△ 561百万円

- (注) 1.上記評価差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	3,476百万円	198百万円	1百万円
債券	338,923百万円	1,004百万円	8百万円
受益証券	2,935百万円	43百万円	48百万円
合 計	345,336百万円	1,247百万円	57百万円

6.退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△ 906 百万円
退職給付引当金	△ 906 百万円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	70 百万円
退職給付費用	70 百万円

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は11百万円です。

また、存続組合より示された平成23年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は187百万円です。

7.税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	273百万円
その他有価証券評価差額金	173百万円
有価証券有税償却額	123百万円
相互援助積立金超過額	81百万円
貸倒引当金超過額	42百万円
減価償却超過額	20百万円
賞与引当金超過額	16百万円
事業税	7百万円
繰延資産償却超過額	6百万円
固定資産減損処理	4百万円
役員退職慰労引当金超過額	3百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	756百万円
評価性引当額	△ 718百万円
繰延税金資産合計(A)	37百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	－百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	37百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△ 2.04%
住民税均等割	0.25%
評価性引当額の増減	△ 4.86%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.87%

8.キャッシュ・フロー計算書に関する事項

- (1) キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

9.その他の事項

該当する事項なし

【平成23年度】(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法
 - (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
 - 建物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は15年～50年です。
 - 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～15年です。
- (4) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっています。なお、残存価額については、零としています。
- (6) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。破綻懸念先債権に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っています。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金については、山梨県JAバンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

(追加情報)

当年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しています。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当年度の「貸倒引当金戻入益」は、「その他経常収益」に計上しています。

2.表示方法の変更に関する事項

- (1) 役員退職慰労金は従来「その他経常費用」で計上していました。役員退職慰労引当金繰入額は「経費」の「人件費」で計上しており、その整合性から役員退職慰労金を当年度より「経費」の「人件費」で計上しています。

3.貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は884百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	3百万円	6百万円	9百万円
オペレーティング・リース	19百万円	48百万円	68百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産
預け金 100 百万円

担保資産に対応する債務
貯 金 9 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金29,000百万円、有価証券1,600百万円、当座借越担保として、預け金100百万円を差し入れています。

なお、固定資産のうち保証金権利金は1百万円です。

- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
(6) 貸出金のうち、破綻先債権はなく、延滞債権額は214百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (7) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は214百万円です。

なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は9,805百万円です。なお、融資未実行残高のうち7,480百万円は当会の会員に対して定期貯金等を担保とした当座貯金に対する当座貸越契約です。

- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,178百万円が含まれています。

- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 9,594百万円が含まれています。

- (13) 山梨県農業協同組合中央会が行う経営困難JA救済支援事業に対する負担額等

当該事業は、経営困難JAを隣接JA等への合併による救済支援を行うにあたり、合併時欠損金処理財源を補填する等の支援を行うもので、JAと連合会による賦課金方式により財源の負担要請がされています。

当該事業による支援総額は2,446百万円であり、このうち当会は1,796百万円を負担し、当期までに支出した1,761百万円を除く34百万円については平成24年度に支出する予定です。

4.金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引は、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引等を行っています。これらは、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には企画管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモ

モニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前の審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部に保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの債券先物取引等です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合に、経済価値が571百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準じる価格を含む。）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金	599百万円	599百万円	－百万円
預け金	252,312百万円	251,915百万円	△ 397百万円
有価証券			
満期保有目的の債券	68,459百万円	72,750百万円	4,290百万円
その他有価証券	11,218百万円	11,218百万円	－百万円
貸出金	74,172百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金	△ 293百万円	－百万円	－百万円
貸倒引当金控除後	73,878百万円	75,411百万円	1,532百万円
資産計	406,469百万円	411,895百万円	5,425百万円
貯金	395,207百万円	394,808百万円	△ 398百万円
借入金	9,594百万円	9,594百万円	－百万円
負債計	404,801百万円	404,402百万円	△ 398百万円

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金109百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基

づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	22,542 百万円
合計	22,542 百万円

- (注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	252,312百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	－百万円	－百万円	－百万円	2,000百万円	－百万円	70,300百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	－百万円	－百万円	100百万円	－百万円	800百万円	6,996百万円
貸出金	13,956百万円	7,881百万円	7,401百万円	6,462百万円	7,076百万円	31,240百万円
合 計	266,269百万円	7,881百万円	7,501百万円	8,462百万円	7,876百万円	108,536百万円

- (注) 1. 貸出金のうち、期限のない劣後特約貸出金10,178百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等43百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	394,103百万円	1,060百万円	43百万円	－百万円	－百万円	－百万円
借入金	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	2,961百万円	6,633百万円
合 計	394,103百万円	1,060百万円	43百万円	－百万円	2,961百万円	6,633百万円

- (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約借入金3,500百万円については、「5年超」に含めています。

5. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券

該当はありません。

- ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	59,207百万円	64,301百万円	5,093百万円
	地方債	799百万円	824百万円	24百万円
	社債	1,000百万円	1,001百万円	1百万円
	外国証券	1,500百万円	1,605百万円	105百万円
	小 計	62,506百万円	67,732百万円	5,225百万円
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	3,952百万円	3,655百万円	△ 297百万円
	外国証券	2,000百万円	1,361百万円	△ 638百万円
	小 計	5,952百万円	5,017百万円	△ 935百万円
合 計		68,459百万円	72,750百万円	4,290百万円

- (注) 1. 有価証券のうち、満期保有目的の債券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っています。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が1,922百万円増加しています。

なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株式	419百万円	484百万円	64百万円
	債券			
	金融債	600百万円	601百万円	1百万円
	外国証券	357百万円	754百万円	397百万円
	受益証券	1,286百万円	1,455百万円	168百万円
	小 計	2,664百万円	3,295百万円	631百万円
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	2,113百万円	1,876百万円	△ 237百万円
	債券			
	国債	501百万円	500百万円	△ 0百万円
	金融債	200百万円	199百万円	△ 0百万円
	外国証券	5,000百万円	4,337百万円	△ 662百万円
	受益証券	1,049百万円	1,009百万円	△ 40百万円
	小 計	8,864百万円	7,923百万円	△ 941百万円
合 計		11,528百万円	11,218百万円	△ 309百万円

(注) 1. 上記評価差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	1,788百万円	51百万円	498百万円
債券	175,766百万円	712百万円	1百万円
受益証券	594百万円	7百万円	－百万円
合 計	178,149百万円	771百万円	500百万円

6. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△ 920 百万円
退職給付引当金	△ 920 百万円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	78 百万円
退職給付費用	78 百万円

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は11百万円です。

また、存続組合より示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は187百万円です。

7. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	255百万円
その他有価証券評価差額金	85百万円
相互援助積立金超過額	106百万円
貸倒引当金超過額	9百万円
減価償却超過額	21百万円
賞与引当金超過額	16百万円
事業税	8百万円
繰延資産償却超過額	4百万円
固定資産減損処理	4百万円
役員退職慰労引当金超過額	4百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	518百万円
評価性引当額	△ 466百万円
繰延税金資産合計(A)	51百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	－百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	51百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.79%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△ 6.54%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.04%
住民税均等割	0.40%
評価性引当額の増減	△ 12.30%
税率変更による影響	0.30%
その他	△ 0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.47%

(3) 法人税等の税率の変更により修正された繰延税金資産および繰延税金負債の金額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律117号)が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間(指定期間)に開始する事業年度については、復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の31.00%から、指定期間内に開始する事業年度については29.39%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については27.61%に変更されました。その結果、繰延税金資産が2百万円減少し、法人税等調整額が2百万円増加しています。

8. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

- (1) キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

9. その他の事項

該当する事項なし

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成24年6月28日
山梨県信用農業協同組合連合会

代表理事 理事長 手塚進二



(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

Ⅱ 損益の状況

DISCLOSURE 2012

●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	8,381	8,849	7,174	6,665	6,189
経常利益	859	△ 1,042	1,408	1,533	947
当期剰余金	654	△ 1,308	1,895	1,141	819
出資金	8,672	8,672	14,186	15,402	15,672
(出資口数)	(867,255口)	(867,255口)	(1,418,655口)	(1,540,255口)	(1,567,255口)
純資産額	15,021	12,883	21,174	22,901	23,939
総資産額	438,896	418,330	419,663	430,858	430,558
貯金等残高	415,176	394,761	386,926	396,291	395,207
預け金残高	260,384	244,429	242,480	256,503	252,312
有価証券残高	104,073	79,562	81,448	79,369	79,678
貸出金残高	58,014	70,822	70,845	70,793	74,062
剰余金配当金額	180	—	340	363	481
普通出資配当額	125	—	125	125	125
後配出資配当額	54	—	54	137	155
事業分量配当額	—	—	160	100	200
職員数	99人	107人	107人	107人	111人
単体自己資本比率(新基準)	18.90%	18.00%	27.53%	29.64%	29.63%

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
2. 職員数には嘱託職員を含んでおります。

●利益総括表

(単位：百万円, %)

区 分	平成22年度	平成23年度	増 減
資金運用収支	2,155	2,055	△ 99
役務取引等収支	642	638	△ 3
その他事業収支	950	916	△ 33
事業粗利益	3,747	3,611	△ 136
(事業粗利益率)	(0.82)	(0.78)	(△ 0.04)

(注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円，%)

区 分	平成 22 年度			平成 23 年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	455,281	4,354	0.95	462,462	4,019	0.86
うち預け金	295,269	1,956	0.66	304,774	1,815	0.59
うち有価証券	87,456	967	1.10	84,562	849	1.00
うち貸出金	72,447	1,430	1.97	73,015	1,353	1.85
資金調達勘定	455,924	2,199	0.48	461,298	1,963	0.42
うち貯金・定積	417,913	2,058	0.49	422,825	1,827	0.43
うち借入金	9,594	89	0.93	9,594	86	0.90
総資金利ざや	—		△ 0.01	—		△ 0.05

- (注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 資金調達原価率 = (資金調達費用 (貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他(貸付留保金, 従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度増減額	平成 23 年度増減額
受取利息	△ 772	△ 335
うち貸出金	△ 65	△ 76
うち預け金	△ 398	△ 140
うち有価証券	△ 308	△ 118
うちその他の受入利息	0	0
支払利息	△ 697	△ 235
うち貯金・定積	△ 714	△ 230
うち借入金	29	△ 3
うちその他の支払利息	△ 12	△ 1
差し引き	△ 74	△ 99

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ 事業の概況

DISCLOSURE 2012

● 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

種 類	平成22年度		平成23年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	39,805	9.5	24,821	5.8	△ 14,984
定期性貯金	377,415	90.3	397,752	94.1	20,337
その他の貯金	691	0.2	251	0.1	△ 440
合 計	417,913	100.0	422,825	100.0	4,911

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位：百万円, %)

区 分	平成22年度		平成23年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	377,560	100.0	379,653	100.0	2,093
うち固定金利定期	377,560	100.0	379,653	100.0	2,093
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期 : 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期 : 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

● 貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	増 減
手形貸付	391	528	137
証書貸付	56,429	57,208	779
当座貸越	3,785	2,611	△ 1,174
金融機関貸付	11,841	12,667	826
割引手形	—	—	—
合 計	72,447	73,015	568

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円, %)

区 分	平成22年度		平成23年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	36,181	51.1	36,360	49.1	179
変動金利貸出	34,612	48.9	37,702	50.9	3,090
合 計	70,793	100.0	74,062	100.0	3,269

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	増 減
貯金・定期積金等	2,599	351	△ 2,248
有価証券	290	290	—
不動産	4,242	3,166	△ 1,075
その他担保物	30	30	—
計	7,161	3,837	△ 3,323
農業信用基金協会保証	813	740	△ 72
その他保証	1,550	1,179	△ 370
計	2,363	1,920	△ 443
信用	61,269	68,305	7,036
合 計	70,793	74,062	3,269

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度	増 減
貯金・定期積金等	15	15	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	182	170	△ 12
その他担保物	—	—	—
計	197	185	△ 12
信用	252	200	△ 51
合 計	450	386	△ 64

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円, %)

区 分	平成22年度		平成23年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	4,957	7.0	3,490	4.7	△ 1,467
運転資金	65,836	93.0	70,572	95.3	4,736
合 計	70,793	100.0	74,062	100.0	3,269

貸出金の業種別残高

(単位：百万円, %)

区 分	平成22年度		平成23年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	2,753	3.9	3,737	5.1	983
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	30	0.1	30	0.0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	1,270	1.8	1,270	1.7	0
運輸・通信業	1,355	1.9	1,823	2.5	467
卸売・小売・飲食業	569	0.8	769	1.0	199
金融・保険業	16,850	23.8	16,620	22.4	△ 230
不動産業	2,605	3.7	2,031	2.7	△ 574
サービス業	11,198	15.8	10,106	13.7	△ 1,092
地方公共団体	31,941	45.1	35,227	47.6	3,285
その他	2,219	3.1	2,448	3.3	229
合 計	70,793	100.0	74,062	100.0	3,269

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成22年度	平成23年度	増 減
農 業	252	195	△ 56
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	252	195	△ 56
農業関連団体等	867	378	△ 489
合 計	1,120	574	△ 545

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	平成22年度	平成23年度	増 減
プロパー資金	10	10	—
農業制度資金	1,110	564	△ 545
農業近代化資金	863	376	△ 487
その他制度資金	246	188	△ 58
合 計	1,120	574	△ 545

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	平成22年度	平成23年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1,973	1,757	△ 215
その他	9,647	8,576	△ 1,071
合 計	11,620	10,334	△ 1,286

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成22年度					平成23年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	245	238		245	238	238	258		238	258
個別貸倒引当金	36	135	2	34	135	135	35	—	135	35
合 計	281	374	2	279	374	374	293	—	374	293

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
貸出金償却額	0	1

●リスク管理債権

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

債権区分	平成22年度	平成23年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	193	214	21
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	193	214	21

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●金融再生法に基づく開示債権

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	20	1	5	13	20
危険債権	202	43	137	21	202
要管理債権	—	—	—	—	—
計	223	45	143	35	223
正常債権	74,508				
合 計	74,732				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号) 第 6 条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3 ヶ月以上延滞債権で上記 1 及び 2 に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

●有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	増 減
国債	64,592	63,190	△ 1,402
地方債	492	696	204
短期社債	—	—	—
社債	6,503	6,515	12
株式	2,763	3,221	458
外国証券	11,881	9,241	△ 2,639
その他の証券	1,223	1,696	473
合 計	87,456	84,562	△ 2,894

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
平成 23 年度								
国債	—	—	2,000	3,858	53,849	—	—	59,707
地方債	—	—	—	199	599	—	—	799
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	800	3,000	—	1,952	—	5,753
株式							2,360	2,360
外国証券	—	—	—	—	1,500	7,091	—	8,591
その他の証券	—	100	—	—	496	—	1,867	2,464
平成 22 年度								
国債	—	—	2,000	—	56,742	—	—	58,742
地方債	—	—	—	99	499	—	—	599
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,000	—	1,195	2,000	1,000	1,948	—	7,144
株式							2,986	2,986
外国証券	—	—	—	—	1,500	7,901	—	9,401
その他の証券	—	—	98	—	—	—	396	494

●有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成 22 年度			平成 23 年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	68,790	73,884	5,093	68,459	72,750	4,290
その他	11,140	10,578	△ 561	11,528	11,218	△ 309
合 計	79,931	84,463	4,532	79,988	83,968	3,980

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。
3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
4. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当する取引はありません。

2. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

3. 株式関連取引

該当する取引はありません。

4. 債券関連取引

該当する取引はありません。

●受託業務・為替業務等に関する指標

受託貸付金

(単位：百万円)

受 託 先	平成22年度	平成23年度	増 減
株式会社日本政策金融公庫	1,973	1,757	△ 216
独立行政法人住宅金融支援機構	9,481	8,445	△ 1,036
独立行政法人福祉医療機構	166	130	△ 36
合 計	11,620	10,334	△ 1,286

内国為替

(単位：百万円)

種 類		平成22年度		平成23年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	27,853 件	44,351 件	25,577 件	21,145 件
	金 額	238,452	246,764	211,753	243,407
代金取立為替	件 数	1,290 件	83 件	1,411 件	60 件
	金 額	905	20	1,713	12
雑為替	件 数	1,793 件	7,239 件	2,358 件	6,854 件
	金 額	5,542	9,960	2,738	10,395
合 計	件 数	30,936 件	51,673 件	29,346 件	28,059 件
	金 額	244,899	256,744	216,206	253,815

国債等の売買の媒介等業務実績

該当する取引はありません。

国債等の窓口販売業務実績

該当する取引はありません。

Ⅳ 経営諸指標

●利益率

(単位：％)

区 分	平成22年度	平成23年度	増 減
総資産経常利益率	0.31	0.19	△ 0.12
純資産経常利益率	7.13	4.05	△ 3.08
総資産当期純利益率	0.23	0.16	△ 0.07
純資産当期純利益率	5.31	3.50	△ 1.81

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

●貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		平成22年度	平成23年度	増 減
貯貸率	期末	17.86	18.74	0.88
	期中平均	17.33	17.26	△ 0.07
貯証率	期末	20.02	20.16	0.14
	期中平均	20.92	19.99	△ 0.93

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

●自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、内部留保の拡充を基本としつつ、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。平成24年3月末における自己資本比率は、自己資本造成計画（21年度～23年度）の着実な実践により、最終的に29.63%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、回転出資、後配出資により調達しています。

普通出資による資本調達額 50 億円 （前年度 50 億円）

回転出資による資本調達額 3 億円 （前年度 2 億円）

後配出資による資本調達額 106 億円 （前年度 103 億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本造成計画を策定し、21年度から23年度の3年間で131億円の資本造成に取り組みました。自助努力による内部留保の積上げ(26億円)、会員JAからの後配出資の受入れ(70億円)及び劣後特約付借入金による調達(35億円)を計画し、今年度、計画通り自己資本造成計画を達成することができました。また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」及び「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

(単位: 百万円, %)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度	項 目	平成 22 年度	平成 23 年度
出資金	15,402	15,672	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	10,366	10,636	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
回転出資金	260	300	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
再評価積立金	—	—			
資本準備金	—	—			
利益準備金	3,822	3,993	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
任意積立金	3,324	3,484			
特例特別積立金	450	450			
特別積立金	2,874	3,034	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）及び信用補完機能を持つ I / O ストリップス（告示第 223 条を準用する場合を含む。）	—	—
次期繰越剰余金	350	358			
処分未済持分	△ —	△ —			
その他有価証券の評価差損	△ —	△ —			
営業権相当額	△ —	△ —	控除項目不算入額	△ —	△ —
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ —	△ —	控除項目 計 (D)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ —	△ —	自己資本額 (C - D) (E)	33,253	33,452
基本的項目 計 (A)	23,159	23,807			
			資産 (オン・バランス) 項目	106,254	106,964
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45% 相当額	—	—	オフ・バランス取引等項目	471	553
			オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	5,444	5,346
一般貸倒引当金	238	258	リスク・アセット等計 (F)	112,170	112,864
相互援助積立金	262	384			
負債性資本調達手段等	9,594	9,001			
負債性資本調達手段	3,500	3,500			
期限付劣後債務	6,094	5,501			
補完的項目不算入額	—	—	Tier 1 比率 (A/F)	20.64%	21.09%
補完的項目 計 (B)	10,094	9,644	自己資本比率 (E/F)	29.64%	29.63%
自己資本総額 (A+B) (C)	33,253	33,452			

(注) 1. 農協法第 11 条の 2 の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近 3 年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成 20 年金融庁・農水省告示第 22 号。）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」（ハイフン）で記載しています。

自己資本の充実度に関する事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		平成22年度			平成23年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け 我が国の地方公共団体向け 地方公共団体金融機構向け 我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 法人等向け 中小企業等向け及び個人向け 抵当権付住宅ローン 不動産取得等事業向け 三月以上延滞等 信用保証協会等による保証付 出資等 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 証券化 上記以外	我が国の中央政府及び中央銀行向け	58,767	—	—	60,086	—	—
	我が国の地方公共団体向け	32,544	—	—	36,287	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	1	0	0	0	0	0
	地方三公社向け	513	102	4	336	67	2
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	279,263	63,546	2,541	272,370	62,617	2,504
	法人等向け	25,391	13,982	559	26,725	15,076	603
	中小企業等向け及び個人向け	79	59	2	65	49	1
	抵当権付住宅ローン	869	298	11	675	230	9
	不動産取得等事業向け	772	772	30	699	699	27
	三月以上延滞等	200	36	1	223	225	9
	信用保証協会等による保証付	815	63	2	743	41	1
	出資等	25,912	25,912	1,036	26,520	26,520	1,060
	複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	188	53	2
	証券化	—	—	—	—	—	—
	上記以外	6,156	1,950	78	6,081	1,936	77
エクスポージャー別計		431,289	106,726	4,269	431,007	107,518	4,300
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
	a			$b = a \times 4\%$	a		
	5,444			217	5,346		
所要自己資本額	リスクアセット等(分母)合計			所要自己資本額	リスクアセット等(分母)合計		
	a			$b = a \times 4\%$	a		
	112,170			4,486	112,864		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー等及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、「信用リスク管理要綱」を定めて適切に管理しています。

信用リスク管理の手法は、与信先の債務償還能力判定の基準として信用格付制度の実施、資産の自己査定、個別与信審査、各種シーリング（無担保与信限度額）管理、大口与信管理を定めております。

与信審査については、フロント・営業企画部署から独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、内部格付等に応じた与信限度枠の設定により企業ごとのシーリング管理を通じてリスク量のコントロールを行っています。

- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の評価及び償却・引当の計上基準」に基づき計上しています。この基準では資産の評価方法を定めるとともに、資産の自己査定により回収の危険性または価値の毀損の割合に応じて分類した資産に対し、適正な償却・引当を行うために基本事項を定め、関係法令等と併せて運用することで資産の健全性を確保するとともに、諸引当金の適正な計上を図ることを目的としています。

具体的には、正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

1. リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

2. リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		平成22年度					平成23年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		422,413	71,575	66,534	—	200	422,781	75,118	66,294	—	223
	国外	8,875	—	8,875	—	—	8,225	—	8,225	—	—
地域別残高計		431,289	71,575	75,410	—	200	431,007	75,118	74,519	—	223
法人	農業	21	21	—	—	—	18	18	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	4,950	2,755	—	—	—	5,332	3,738	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2,776	2,635	—	—	114	2,210	2,062	—	—	111
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,280	1,271	1,009	—	—	2,279	1,270	1,009	—	—
	運輸・通信業	2,578	2,374	—	—	—	3,049	2,916	—	—	—
	金融・保険業	283,691	17,101	10,093	—	—	278,252	17,357	8,543	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	13,264	10,812	2,452	—	—	11,890	9,935	1,955	—	—
	日本国政府・地方公共団体	91,802	31,941	59,370	—	—	96,441	35,483	60,526	—	—
	上記以外	2,492	8	2,484	—	—	2,492	8	2,484	—	—
	個人	2,654	2,654	—	—	85	2,326	2,326	—	—	112
	その他	24,774	—	—	—	—	26,712	—	—	—	—
業種別残高計		431,289	71,575	75,410	—	200	431,007	75,118	74,519	—	223
残存期間別	1年以下	264,271	6,693	1,001	—	—	262,690	10,329	—	—	—
	1年超3年以下	13,177	13,177	—	—	—	12,585	12,585	—	—	—
	3年超5年以下	12,803	9,606	3,196	—	—	11,246	8,445	2,800	—	—
	5年超7年以下	14,550	12,442	2,107	—	—	21,605	14,531	7,074	—	—
	7年超10年以下	75,079	15,276	59,803	—	—	72,275	16,286	55,989	—	—
	10年超	23,408	14,106	9,301	—	—	21,394	12,738	8,655	—	—
	期限の定めのないもの	27,997	271	—	—	—	29,210	201	—	—	—
残存期間別残高計		431,289	71,575	75,410	—	—	431,007	75,118	74,519	—	—

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことであります。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

1. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	245	238		245	238	238	258		238	258
個別貸倒引当金	36	135	2	34	135	135	35	—	135	35

2. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

			平成22年度						平成23年度					
			個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
					目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	102	—	—	102	—	102	—	—	102	—	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人		36	33	2	34	33	0	33	35	—	33	35	1	
業種別計		36	135	2	34	135	0	135	35	—	135	35	1	

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域外(国内・国外)の開示を省略しています。



信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		平成22年度			平成23年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	96,900	96,900	—	99,479	99,479
	10%	—	647	647	—	426	426
	20%	3,942	269,846	273,789	4,701	265,142	269,844
	35%	—	851	851	—	657	657
	50%	14,624	190	14,814	14,616	74	14,691
	75%	—	79	79	—	65	65
	100%	500	43,705	44,206	2,610	43,110	45,721
	150%	—	0	0	—	114	114
	その他	—	—	—	—	7	7
自己資本控除		—	—	—	—	—	—
合 計		19,067	412,221	431,289	21,929	409,078	431,007

- (注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
2. 自己資本控除には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

●信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」において定めています。
- 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。
適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。
保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が Aーまたは A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。
貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。
担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

	平成22年度			平成23年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	232	480	—	155	185	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	7	—	—	7	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	232	488	—	155	193	—

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート等及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、市場リスク（オフバランスを含む）管理の基本的方針、体制、手法等を規定した「市場リスク管理要綱」の中でリスク管理の方針を定めています。派生商品取引は市場として確立された取引手法により、原則として収支変動へのヘッジ目的として行っています。なお、取引にあたっては、毎年度、リスク限度額として派生商品取引の種類毎に「ディーリング的取引運用基準」、「オプション取引運用基準」等において極度枠を定め、取引を行っています。

派生商品取引の内訳

	平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

平成22年度

該当する取引はありません。

平成23年度

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前 の与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案前 の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 権	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2) 金利関連取引	—	102	—	—	—	102
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	7	—	—	—	7
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	—	110	—	—	—	110
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）		—				—
合 計	—	110	—	—	—	110

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

証券化エクスポージャーの取得につきましては、毎事業年度ごとに定める国債等債券取引運用基準に基づき行い、余裕金運用方針において発行体別取得限度額を設け管理を行っております。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクについての管理の基本方針を「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスク、業務継続リスクに分類し、リスク発現の抑制に努め管理しています。

リスクマネジメントの基本的考え方は、各リスク管理部署において、部門業務に内在するリスクを抽出しリスクが顕在化した場合の影響度合いにより選別して管理対象とし、そのリスク発現抑制を図ることとしています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

●出資等エクスポージャーに関する事項

◇出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

- その他有価証券として区分される株式
その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。
- 外部出資勘定の株式または出資
当会の外部出資勘定には、関連団体への出資金及び株式を計上しております。外部出資の取扱いにつきましては、定款の定めに基づき出資等の決定を行い、信用リスク管理の枠組みにおいてリスク管理を行っています。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	2,986	2,986	2,360	2,360
非上場	22,565	22,565	22,542	22,542
合計	25,551	25,551	24,903	24,903

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成22年度			平成23年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
198	1	—	51	498	—

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位: 百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
35	479	64	237

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

●金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行及びモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はリスク管理委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクマネジメントにかかる運営状況（市場概況、リスク管理委員会の主要決定事項、市場ポートフォリオの概況、当面の市場運用の考え方等）について、四半期ごとに理事会に報告する体制をとっています。

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、99パーセンタイル値による金利リスク量（保有期間240営業日、観測期間5年）の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象はすべての金融資産・負債としています。

コア貯金（明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間滞留する貯金）については、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現在高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量(▲)

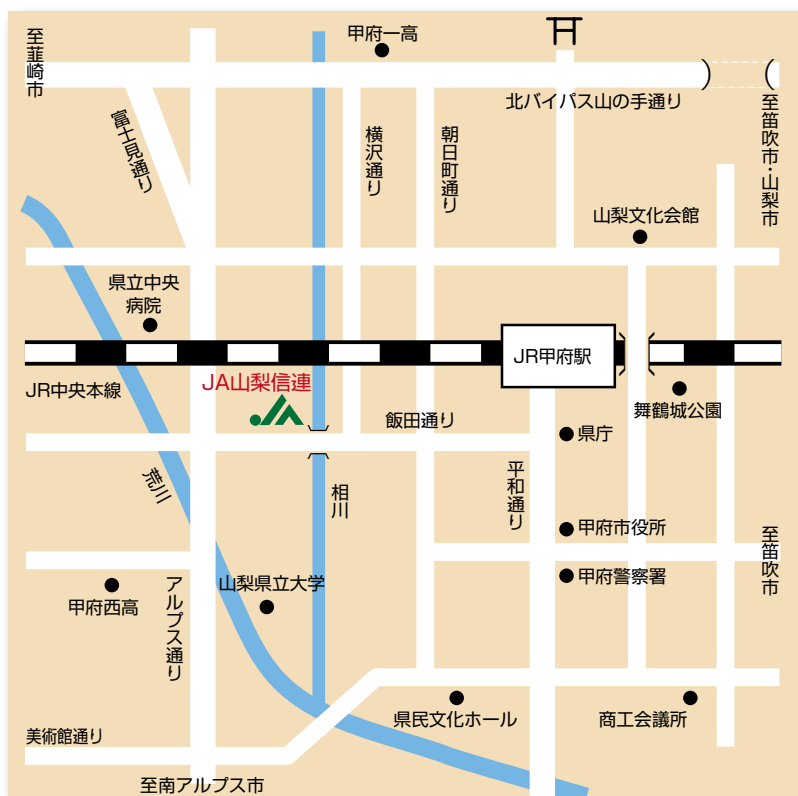
算出した金利リスク量は毎月ALM委員会及び理事会に報告しています。

また、これらの情報を踏まえ毎月運用方針を決定しています。

内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

(単位: 百万円)

	平成22年度	平成23年度
内部管理上使用した金利ショック に対する損益・経済価値の増減額	△2,506	△805



山梨県信用農業協同組合連合会

〒 400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 20 号

☎ 055-223-3514



DISCLOSURE 2012



JA山梨信連

山梨県信用農業協同組合連合会

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1-20
TEL 055-223-3514

JAバンク山梨

<http://www.jabank-yamanashi.net/>



この印刷物は米ぬか油を使用した
ライスインキを使用しています。